

官

報

号外

昭和二十八年七月二十九日

○第十六回 參議院會議錄第二十八號

昭和二十八年七月二十九日(水曜日)午前十時四十三分開議

第九 特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院法務案(衆議院提出))

第一九 閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出)

第二〇 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出)

第二一 日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出)

第三〇 鹿屋、野里両駅間鉄道路線変更に関する請願

(委員長報告)

第三一 鹿児島県大隅地区に測候機関設置の請願

(委員長報告)

第三二 東北本線の複線化等促進に関する請願

(委員長報告)

第三三 熊本県牛深港に警備敷難

(委員長報告)

第三五 宮崎県日向福島港改修工事施行に関する請願

(委員長報告)

第三六 福岡県若松港修築工事施行に関する請願

(委員長報告)

第三八 広島県東井西港防波堤修築工事施行に関する請願

(委員長報告)

第三九 国道十号線中宮崎県都城市内の鐵道橋拡張等に関する請願

(委員長報告)

第四〇 木津駅に名古屋行准急行列車停車等の請願

(委員長報告)

第四一 小型船舶職員養成に関する請願

(委員長報告)

第四二 西明石、京都両駅間電車の草津町まで運行延長に関する請願

(委員長報告)

第四三 西日本定期航路開設等に関する請願

(委員長報告)

第四四 鹿児島県宮之浦港修築工事施行に関する請願

(委員長報告)

第四五 参宮線鉄道延長に関する陳情

(委員長報告)

第四六 浦安駅舎移転反対に関する請願

(委員長報告)

第四七 めん類の鉄道貨物等級改正に関する陳情

(委員長報告)

第四八 草津、京都両駅間電車化に関する陳情

(委員長報告)

第四九 甲府、長野両駅間鉄道電化促進に関する陳情

(委員長報告)

第五〇 海上觀光事業振興に関する陳情

(委員長報告)

五一 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

五二 山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

五三 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

五四 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

五五 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

五六 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

五七 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

五八 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

五九 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

六〇 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

六一 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

六二 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

六三 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

六四 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

六五 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

六六 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

六七 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

六八 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

六九 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

七〇 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

七一 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

七二 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

七三 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

七四 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

七五 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

七六 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

七七 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

七八 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

七九 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

八〇 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

八一 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

八二 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

八三 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

八四 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

八五 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

八六 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

八七 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

八八 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

八九 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

九〇 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

九一 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

九二 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

九三 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

九四 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

九五 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

九六 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

九七 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

九八 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

九九 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇〇 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇一 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇二 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇三 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇四 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇五 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇六 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇七 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇八 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇九 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇〇 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇一 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇二 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇三 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇四 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇五 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇六 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇七 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇八 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇九 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇〇 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇一 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇二 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇三 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇四 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇五 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇六 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇七 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇八 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇九 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇〇 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇一 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇二 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇三 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇四 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇五 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇六 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇七 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇八 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇九 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇〇 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇一 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇二 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇三 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇四 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇五 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇六 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇七 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇八 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇九 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇〇 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇一 丹波、山陰急行列車を下関駅まで延長の陳情

(委員長報告)

一〇二 丹

11

昭和二十八年七月二十九日 參議院会議録第二十八号

国有財産虎の門公園地の原形復旧に関する決議案

旧に關する決議案
右の議案を発議する。

昭議者

東 隆 奥 むめお

參議院議長	河井彌八	島村廣瀬	軍次
岡	久忠	大倉	豊田
小林	三郎	永岡	雅孝
菊田	亦治	山田	精一
平林	七平	八木	光治
草葉	太一	寺尾	節男
隆圓			幸吉
			譽

東京都所在の国有財産虎の門公園地は、その一時使用許可条件の通り、これを原形(公園)に復旧せしめるため、政府は、速やかに適切なる処置を講すべきである。

○東陸君 先づ決議案を朗説いたしま
す。

三

るため、政府は、速かに適切なる処置を講ずべきである。

提案の理由を説明いたします。東京高
都千代田区霞ヶ関三丁目にある虎の門
公園地は、国有地であり、明治四十五
年以来東京都が公園用地として内務省
から無償貸付けを受け、これを公園に

最初は連合国軍に接収されていましたが、昭和二十三年十二月にこの土地は解除になりました。接収解除の理由は、連合国側の必要に基き、連合国シビリアンのために自動車及びその部品の販売及び修理等に関する営業をニュー・エンバイヤ・モーター株式会社に經營させるためであつたと言われております。そこでこの公園地の管理者東京都は、この連合国側の要請と貿易省に、即ち国有財産の總括的所管官庁の大蔵省に、連絡をしておいたのであります。東京都が建設省の指示の下に与えた一時使用の許可条件の要点は、左の通りであります。

公園地の一部六百五十坪。
期限は、昭和二十四年二月一日から二十八年一月三十一日まで四ヵ年。
期間満了後は更新せざること。
使用料は、坪当り一ヵ月五円十錢。
建築物は、仮設用材による木造二階建とすること。
使用期間満了の際は、使用者において一ヵ月以内に東京都の指定する方法に従ひ、自己的費用で使用地を原形に復旧して返還すること。但し、これを履行しないときは、東京都は直接又は他人をして、使用者に代り其の費用は、すべてこれを執行し、その費用は、すべて使用者から徴収すること。
東京都の公園使用条例並びに関係諸規則、命令を遵守すること。

以上が、この許可条件の要点であります。この許可書に対し、出願者のニユーエンパイア・モーター会社の社長は、請書を出してその許可条件を遵守することを誓約をしておるのであります。会社がこの土地に建築をしようとす
る際、この土地は甲種防火地区に指定されてるので、大きな木造建築が許されないことがわかりました。このため東京都は建築基準法に従い、組立式の鉄骨建築に変更することを許可したのであります。組立式の鉄骨建築とは、普通の鉄骨コンクリート建築と異なり、解体も容易で、解体後の利用価値も大であるから、これを許可したのであると東京都は説明しております。
大蔵省では、二十四年九月以来、東京都及び建設者に対して、この土地に永久的建造物が設置せられ、営利目的に使用されており、公園として、このまま存続させることは不当であるから、速かに除籍して大蔵省へ返還すべき旨を交渉しております。併し大蔵省が、この土地の一時使用許可是、四年を期限とするものであることを承知しながら、使用許可後僅か七ヶ月にしてこのような交渉を開始していることは、その動機が不可解であります。公園としての用途を廃止して、その土地を大蔵省へ返還すれば、普通一般の国有地となりますから、これを當利会社に貸付又は売却することが、大蔵省の自由になるのであります。これに対して建設省及び東京都は、飽くまでこの土地を公園地として存續したい意思を表示し続けて最近に至つたのであります。而も東京都は、会社に対し建物の撤去につき、昨年六月には予告を与え、更に本年一月には一ヶ月の猶予期

以上述べた通り、本件虎の門公園地の取扱については、終戦以来幾多の明暗な経過を含んで今日に至つてゐるのであります。この土地は、大きな面積ではない。併し明治以来の由緒ある公園地であり、その中には保存を要する史蹟も含まれておるのでありますから、今般政府の決定が、会社に対する原形復旧の要求となりました以上は、政府は速かにこれがために適切な処置をとり、一日も速かにこれを公園に復元して、国民一般の利用に供されることを痛切に要望するものであります。

更に思いを馳せるならば、戦前及び戦時中の陸海軍、或いは終戦後の占領軍等は、多くの国有財産を使用していなかったのであります。前者は終戦後において、後者は独立後ににおいて、次第にそれぞれ処理されて来たわけであります。その間、いろいろな不明朗な事情の下に、国民一般は、幾多の国有財産が不正に処理されるのではないかとの深き疑惑の念にかられておりました。本件虎の門公園地のごときもその一例であり、水山の一角が現れたとすら考えられてゐるのであります。従つて政府は、国有財産の管理及び処分を将来に向つて最も適正ならしめると共に、過去に溯つても不当行為の歴正なります。そこで五月十八日に召集されました只今の国会において再びこの問題を取上げ、大蔵省の省議は、從前の態度を改め、期限を定めて、この公園地の明渡しを会社に要求することを決定したのであります。

他の職につく個人の選挙が投票による単純多数決によるもの外は、賛成及び反対の投票の三分の二の多数決による。もつとも、本項の規定は、この条約の第三条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条に従つて行われる決定には適用しない。

第七条 定足数

- (a) この機関の事務局の所在地を決定すること。
- (b) その他の機関の目的を促進するため適当な措置を執ること。

(4) 専門委員会

- (5) 事務局

- (b) この機関に、総裁及び副総裁二人を置き、それらの者にそれぞれ会議の議長及び副議長並びに執行委員会の委員長及び副委員長を兼ねさせる。

(2) 執行委員会

- (3) 地区気象協会（以下地区協会といふ。）

(4) 専門委員会

(5) 事務局

- (b) この機関に、総裁及び副総裁二人を置き、それらの者にそれぞれ会議の議長及び副議長並びに執行委員会の委員長及び副委員長を兼ねさせる。

(2) 執行委員会

- (3) 地区気象協会（以下地区協会といふ。）

(4) 専門委員会

- (5) 事務局

(a) この条約第十一条(a)の規定に従い、この機関の総裁及び副総裁並びに執行委員会のその他の委員長及び副委員長は、それらの者にそれぞれこの条約第十八条(c)及び第十九条(c)の規定に従うことと条件として、執行委員会の委員として選挙される。

(b) この条約の手続規則を決定すること。

(c) この条約第十一条(a)の規定に従い、この機関の総裁及び副総裁並びに執行委員会のその他の委員長及び副委員長は、それらの者にそれぞれこの条約第十八条(c)及び第十九条(c)の規定に従つて選挙する。

(d) 気象業務の実施及び手続に関する技術規則を採択すること。

(e) この条約の第一條に定めるこの機関の目的を遂行するための一般政策を決定すること。

(f) この機関の目的の範囲内の問題について構成員に勧告すること。

(g) この条約の規定の範囲内の問題について構成員に勧告すること。

(h) この機関の他の機関が取り上げる権限を有するものをその機関に付託すること。

(i) 第十八条の規定に従つて地区協会を設置し、その管轄区域を決定し、それらについて会議が決定する措置を執ること。

(j) 第十九条の規定に従つて専門委員会を設置し、その付託事項を決定し、その活動を調整し、及びその勧告を審議すること。

(k) この機関の構成員に関する問題

(l) 国際連合その他の政府間機関との関係

(m) この機関の構成員に関する問題

(n) 第十四条 任務

(o) 第十五条 会合

(p) 第十六条 表決

(q) 第十七条 定足数

- (a) 会議は、この機関の最高機関であり、構成員の代表で構成する。

- (b) 各構成員は、代表の一人を首席代表として指定する。その者は、その構成員の気象機関の長でなければならない。

- (c) できる限り広い分野の技術的代表を確保するため、総裁は、気象機関の長その他の者に対して、会議に出席し、且つ、その討議に参加するよう招請することができる。

(d) 第八条 会合

(e) 第九条 表決

(f) 第十条 会合

(g) 第十一条 定足数

(h) 第十二条 会合

(i) 第十三条 構成

(j) 第十四条 任務

(k) 第十五条 会合

(l) 第十六条 表決

(m) 第十七条 定足数

(n) 第十八条 会合

(o) 第十九条 会合

(p) 第二十条 会合

(q) 第二十一条 会合

(r) 第二十二条 会合

(s) 第二十三条 会合

(t) 第二十四条 会合

(u) 第二十五条 会合

(v) 第二十六条 会合

(w) 第二十七条 会合

(x) 第二十八条 会合

(y) 第二十九条 会合

(z) 第三十条 会合

(aa) 第三十一条 会合

(bb) 第三十二条 会合

(cc) 第三十三条 会合

(dd) 第三十四条 会合

(ee) 第三十五条 会合

(ff) 第三十六条 会合

(gg) 第三十七条 会合

(hh) 第三十八条 会合

(ii) 第三十九条 会合

(jj) 第四十条 会合

(kk) 第四十一条 会合

(ll) 第四十二条 会合

(mm) 第四十三条 会合

(nn) 第四十四条 会合

(oo) 第四十五条 会合

(pp) 第四十六条 会合

(qq) 第四十七条 会合

(rr) 第四十八条 会合

(ss) 第四十九条 会合

(tt) 第五十条 会合

(uu) 第五十一条 会合

(vv) 第五十二条 会合

(ww) 第五十三条 会合

(xx) 第五十四条 会合

(yy) 第五十五条 会合

(zz) 第五十六条 会合

(aa) 第五十七条 会合

(bb) 第五十八条 会合

(cc) 第五十九条 会合

(dd) 第六十条 会合

(ee) 第六十一条 会合

(ff) 第六十一条 会合

(gg) 第六十一条 会合

(hh) 第六十一条 会合

(ii) 第六十一条 会合

(jj) 第六十一条 会合

(kk) 第六十一条 会合

(ll) 第六十一条 会合

(mm) 第六十一条 会合

(nn) 第六十一条 会合

(oo) 第六十一条 会合

(pp) 第六十一条 会合

(qq) 第六十一条 会合

(rr) 第六十一条 会合

(ss) 第六十一条 会合

(tt) 第六十一条 会合

(uu) 第六十一条 会合

(vv) 第六十一条 会合

(ww) 第六十一条 会合

(xx) 第六十一条 会合

(yy) 第六十一条 会合

(zz) 第六十一条 会合

(aa) 第六十一条 会合

(bb) 第六十一条 会合

(cc) 第六十一条 会合

(dd) 第六十一条 会合

(ee) 第六十一条 会合

(ff) 第六十一条 会合

(gg) 第六十一条 会合

(hh) 第六十一条 会合

(ii) 第六十一条 会合

(jj) 第六十一条 会合

(kk) 第六十一条 会合

(ll) 第六十一条 会合

(mm) 第六十一条 会合

(nn) 第六十一条 会合

(oo) 第六十一条 会合

(pp) 第六十一条 会合

(qq) 第六十一条 会合

(rr) 第六十一条 会合

(ss) 第六十一条 会合

(tt) 第六十一条 会合

(uu) 第六十一条 会合

(vv) 第六十一条 会合

(ww) 第六十一条 会合

(xx) 第六十一条 会合

(yy) 第六十一条 会合

(zz) 第六十一条 会合

(aa) 第六十一条 会合

(bb) 第六十一条 会合

(cc) 第六十一条 会合

(dd) 第六十一条 会合

(ee) 第六十一条 会合

(ff) 第六十一条 会合

(gg) 第六十一条 会合

(hh) 第六十一条 会合

(ii) 第六十一条 会合

(jj) 第六十一条 会合

(kk) 第六十一条 会合

(ll) 第六十一条 会合

(mm) 第六十一条 会合

(nn) 第六十一条 会合

(oo) 第六十一条 会合

(pp) 第六十一条 会合

(qq) 第六十一条 会合

(rr) 第六十一条 会合

(ss) 第六十一条 会合

(tt) 第六十一条 会合

(uu) 第六十一条 会合

(vv) 第六十一条 会合

(ww) 第六十一条 会合

(xx) 第六十一条 会合

(yy) 第六十一条 会合

(zz) 第六十一条 会合

(aa) 第六十一条 会合

(bb) 第六十一条 会合

(cc) 第六十一条 会合

(dd) 第六十一条 会合

(ee) 第六十一条 会合

(ff) 第六十一条 会合

(gg) 第六十一条 会合

(hh) 第六十一条 会合

(ii) 第六十一条 会合

(jj) 第六十一条 会合

(kk) 第六十一条 会合

(ll) 第六十一条 会合

(mm) 第六十一条 会合

(nn) 第六十一条 会合

(oo) 第六十一条 会合

(pp) 第六十一条 会合

(qq) 第六十一条 会合

(rr) 第六十一条 会合

(ss) 第六十一条 会合

(tt) 第六十一条 会合

(uu) 第六十一条 会合

(vv) 第六十一条 会合

(ww) 第六十一条 会合

(xx) 第六十一条 会合

(yy) 第六十一条 会合

(zz) 第六十一条 会合

(aa) 第六十一条 会合

(bb) 第六十一条 会合

(cc) 第六十一条 会合

(dd) 第六十一条 会合

(ee) 第六十一条 会合

(ff) 第六十一条 会合

(gg) 第六十一条 会合

(hh) 第六十一条 会合

(ii) 第六十一条 会合

(jj) 第六十一条 会合

(kk) 第六十一条 会合

(ll) 第六十一条 会合

(mm) 第六十一条 会合

(nn) 第六十一条 会合

(oo) 第六十一条 会合

(pp) 第六十一条 会合

(qq) 第六十一条 会合

(rr) 第六十一条 会合

(ss) 第六十一条 会合

(tt) 第六十一条 会合

(uu) 第六十一条 会合

(vv) 第六十一条 会合

(ww) 第六十一条 会合

(xx) 第六十一条 会合

(yy) 第六十一条 会合

(zz) 第六十一条 会合

(aa) 第六十一条 会合

(bb) 第六十一条 会合

(cc) 第六十一条 会合

(dd) 第六十一条 会合

(ee) 第六十一条 会合

(ff) 第六十一条 会合

(gg) 第六十一条 会合

(hh) 第六十一条 会合

(ii) 第六十一条 会合

(jj) 第六十一条 会合

(kk) 第六十一条 会合

(ll) 第六十一条 会合

(mm) 第六十一条 会合

(nn) 第六十一条 会合

(oo) 第六十一条 会合

(pp) 第六十一条 会合

(qq) 第六十一条 会合

(rr) 第六十一条 会合

(ss) 第六十一条 会合

(tt) 第六十一条 会合

(uu) 第六十一条 会合

(vv) 第六十一条 会合

(ww) 第六十一条 会合

員に対し、直ちにこの脱退通告を通知する。

第十八部 停止

第三十一条

構成員がこの機関に対する財政的義務を履行せず、その他この条約に基く義務を履行しない場合には、會議は、決議により、その構成員が財政的義務その他の義務を履行するまで、この機関の構成員としての権利の行使及び特權の享有を停止することができる。

第十九部 批准及び加入

第三十二条

この条約は、署名国により批准されなければならない。批准書は、アメリカ合衆国政府に寄託される。同政府は、各署名国及び各加入国にその寄託の日を通告する。

第三十三条

加入は、この条約の第三条の規定に従うことの条件として、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することにより行う。加入は、アメリカ合衆国政府が加入書を受領した日に効力を生ずる。同政府は、各署名国及び各加入国に加入書の受領の日を通告する。

第三十四条

この条約の第三条の規定に従うことの条件として、この条約を批准し、又はこれに加入する時に、自國が國際關係について責任を有する領域又は領域の集合にこの条約を適用する旨を宣言することができるのである。

(a) 補約国は、この条約を批准し、又はこれに加入する時に、自國が國際關係について責任を有する領域又は領域の集合にこの条約を適用する旨を宣言することができるのである。

(b) その後は、この条約は、アメリカ合衆国政府に対して行う書面に

よる通告により、いつでも前記の領域又は領域の集合に適用することができる。この条約は、アメリカ合衆国政府が通告書を受領した日に、その領域又は領域の集合に適用される。同政府は、各署名国

及び各加入国に通告書の受領の日を通告する。

(c) 國際連合は、國際連合が施政権合にこの条約を適用することができる。アメリカ合衆国政府は、すべての署名国及び加入国にその適用を通告する。

第二十部 効力の発生

第三十五条

この条約は、三十番目の批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目に効力を生ずる。この条約は、その後の後に批准し、又は加入する国については、それぞれその批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目に効力を生ずる。

この条約は、署名のために開放される日をその日付とし、且つ、その後百二十日の期間署名のため開放される。

以上の誓約として、下名は、それぞれその日付とし、且つ、その

この条約に署名した。

千九百四十七年十月十一日にワシントンで、英語及びフランス語により本書を作成した。これらの本文は、ひとしく正文とし、その原本

は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託して置く。アメリカ合衆国政府

は、その認証原本をすべての署名国及び加入国に送付する。

アルゼンティンのために

アルフレド・G・ガルマリー

ベルギー(ベルギー領コンゴーを含む)のために

A・ファン・デン・ブルック

N・H・ウォレン

ベルギー領コンゴーのために

N・ファンデル・エルス

ベルギー領コンゴーを

E・J・アロセメナ

エジプトのために

H・ファラミー

オーストラリアのために

J・ケレーネン

オランダのために

F・S・ダルラキズ

フランスのために

A・ダイオ

ギリシャのために

E・S・ザルラキズ

ギニアのために

H・R・バイドウル

アイスランドのために

L・アウェスキ

アイスランドのために

テレシア・グズムンズソン

インドのために

S・K・バナジー

イタリアのために

V・V・ソホニ

アイルランドのために

ガートリコーウィン

ガードル・トムソン

ガードル・トムソン

ガードル・トムソン

ガードル・トムソン

ガードル・トムソン

ガードル・トムソン

ガードル・トムソン

エクアドルのために

エジプトのために

ボーランドのために

ボルトガルのために

ジアンニエヴィチ

アルゼンティン

自らの気象機関を有する領域又は領域の集合で、その国際關係について責任を有する國が千九百四十七年九月二十二日にワシントンに招集された國際氣象機關の氣象台長會議に代表者を出したもの

カナダ、チリ、中華民国、コロ
ビア、キューバー、チエコスロ
ヴィアキア、デンマーク、ドミニ
共和国、エクアドル、エジプト、
フィンランド、フランス、ギリシ
ヤ、グアテマラ、ハンガリー、ア
イスランド、インド、アイラン
ド、イタリア、メキシコ、オラン
ダ、ニユージーランド、ノル
ウェー、ペキスタン、バラグア
イ、フィリピン、ボーランド、
ボルタルガル、ルーマニア、タイ、
スウェーデン、スイス、トルコ、
南アフリカ連邦、ソヴィエト社会
主義共和国連邦、グレート・ブリ
テン及び北部アイルランド連合王
国、アメリカ合衆国、ウルグア
イ、ヴェネズエラ、ユーロースラ
ヴィア

（カレドニア、バレスタン、ボルトガル領西アフリカ、モーデシア、スリナム、テュニス）

海完了地区にある沈没船の引揚における日本人の役務をフィリピン政府の利用に供する用意があるのよつて、日本国政府及びフィリピン政府は、前記の役務を提供する条件を定めるため、次のとおり協定した。

ビン政府との間に締結される最終時
償取権の不可分の一部となるものと
する。

○〇年十月二十一日に効力を生じ、その締約国は、本年四月二十日現在で三ヵ国に上つております。これらの条約の目的は、戦争又はその他の武力紛争の場合において、戦争犠牲者、即ち傷者、病者、難船者、捕虜及び文民を、戦争の危険から保護し、以て戦争の慘

[View Details](#)

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年七月二十七日
衆議院議長 捷 康次郎
参議院議長 沢井清八殿
日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求める
の件

日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

〔参照〕
日本国とフィリピン共和国との
間の沈没船舶引揚に関する中間
賠償協定

戦争犠牲者の保護に関する一千九百四十九年八月十二日のジネーヴの諸条約への加入について承認を求めるの件
外二件

の件につき、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、世界気象機関条約は一九四七年九月にワシントンで開催された国際気象機関の気象台長会議で作成され、一九五〇年三月二十三日に効力を発生し、現在の締約国は五十六カ国に上っております。気象機関が真に人類の活動に寄与するためには、各国の気象機関が協力して観測網を完成し、同一基準による観測を行ひ、その結果を交換するという国際協力が必要なのであります。この条約は、気象業務の遂行に不可欠なこの国際協力を実施するための機関として世界気象機関の設立を定めたものであります。我が国は国際気象機関の設立に協力して参りましたが、戦後これに代つて発足した世界気象機関に對しても、その趣旨に賛同して再び世界気象業務の円滑な運営に協力しておられます。而して世界気象機関への加盟は、本件条約に加入することによつて行われるのであります。我が国の場合、条約への加入に先立つて加盟の申請を行ひ、國である構成員の三分の一の承認を得ることを加入の条件とせられております。即ち我が国は、一昨年九月八日にサンフランシスコにおいて平和条約の署名に際し、同条約の最初の効力を発生後の六ヶ月以内に世界気象機関条約への参加の承認を申請する意思のあることを宣言いたしておりますので、政府は昨年十月、加盟の申請を行いましたところ、先般これが承認されて参りました。よつて今度この条約に加入しようとするものであるとの説明であります。

委員会は、七月二十三日及び二十七日に本件を審議いたしましたところ、

質疑において羽生委員より、「この

条約には、共産圏諸国はどうなつておるか」との質問があり、これに対し政府委員より、「ソ連はラジオ放送を行なつて気象の観測、通報に協力しているが、中共と北鮮からは現在気象通報

がないため、我が方としては不便を感じる」との説明がありました。討論に入りましたところ、佐多委員より、「朝鮮休戦も成立することでもあり、世界は一つの姿になるべきであるから、中共等の加入が促進されることが望ましいとの希望を附して本件に賛成する」旨の発言がありました。次いで採決に入りましたところ、本件は承認すべきものと、全会一致を以て決定いたしました次第であります。

最後に、議題となりました日本国とフィリピン共和国との間の沈没船船引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求める件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申上げます。

政府の説明によりますと、政府は、

第一條 この法律は、地方鉄道業に

あります。我が国は、この協定に

いてフィリピンに対し、その領海にあ

る沈没船船を引揚げるための役務を提

供するという形において賠償を実施す

ることになるわけでありまして、「こ

れられる」とのことであります。な

お、本協定の締結につきましては、第

十五国会で承認を求めましたところ、

係樹立に寄与するところが大きいと考

えられる」とのことであります。な

お、本協定の締結につきましては、第

十五国会で承認を求めましたところ、

若しくは第三号に該当するものとして運輸大臣の認定を受けたもの又は第二号に該当するもので当該改良計画につき運輸大臣の承認を受けたものとする。

一 天然資源の開発その他産業の振興上特に重要な新線

二 産業の維持振興上特に重要な地方鉄道であつて、運輸の確保又は災害の防止のため大規模な改良を必要とするもの

三 設備の維持が困難なため老朽化した地方鉄道であつて、その運輸が継続されなければ国民生活に著しい障害を生ずる虞のあるもの

2 前項の規定により承認を受けた改良計画を変更しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。(認定の取消)

第四条 運輸大臣は、前条の規定により認定した地方鉄道が同条第一項第一号又は第三号に該当しなくなつたと認めたときは、当該認定を取り消すものとする。前条第一項第一号に該当するものとして同条の認定をした地方鉄道が、その運輸開始後十年を経過したときも、同様とする。(承認の取消)

第五条 運輸大臣は、第三条の規定により改良計画の承認をした地方鉄道が、同条第一項第二号に該当しなくなつたと認めたとき(当該改良計画に係る改良を完了した場合においては、当該地方鉄道が産業の維持振興上特に重要なものでなくなつたと認めたとき)、又は

して運輸大臣の認定を受けたもの又は第二号に該当するもので当該改良計画につき運輸大臣の承認を受けたものとする。

一 天然資源の開発その他産業の振興上特に重要な新線

二 産業の維持振興上特に重要な地方鉄道であつて、運輸の確保又は災害の防止のため大規模な改良を必要とするもの

三 設備の維持が困難なため老朽化した地方鉄道であつて、その運輸が継続されなければ国民生活に著しい障害を生ずる虞のあるもの

2 前項の規定により承認を受けた改良計画を変更しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。(認定の取消)

第四条 運輸大臣は、前条の規定により認定した地方鉄道が同条第一項第一号又は第三号に該当しなくなつたと認めたときは、当該認定を取り消すものとする。前条第一項第一号に該当するものとして同条の認定をした地方鉄道が、その運輸開始後十年を経過したときも、同様とする。(承認の取消)

第五条 運輸大臣は、第三条の規定により改良計画の承認をした地方鉄道が、同条第一項第二号に該当しなくなつたと認めたとき(当該改良計画に係る改良を完了した場合においては、当該地方鉄道が産業の維持振興上特に重要なものでなくなつたと認めたとき)、又は

当該改良計画に係る改良の完了後十年を経過したときは、当該承認を取り消すものとする。(經營保全に関する指示)

第六条 運輸大臣は、第三条の規定により認定した地方鉄道及び同条の規定により改良計画の承認をした地方鉄道の地方鉄道業者に対する業務の改善及び財産の保全に関し、必要な指示をすることができる。

(兼業等に関する指示)

第七条 運輸大臣は、第三条の規定により認定した地方鉄道及び同条の規定により改良計画の承認をした地方鉄道の地方鉄道業者に対し、その者の行う兼業又は投資に関する必要な指示をすることができる。

第八条 政府は、第三条第一項第一号に該当するものとして同条の規定により認定を受けた地方鉄道の運輸が開始されたときは、当該地方鉄道業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該地方鉄道の營業用固定資産の価額の六分に相当する金額を補助することができる。

(補助)

第九条 前条の補助を受けようとする地方鉄道業者は、運輸省令の定めるところにより、補助金の交付申請書に当該地方鉄道に関する損益見込計算書その他の書類を添付して運輸大臣に提出しなければならない。

第十条 前条の規定により補助金の交付申請書を提出した地方鉄道業者は、毎営業年度終了後二箇月以内に、運輸省令の定めるところにより、当該地方鉄道に関する損益計算書その他の書類を運輸大臣に提出しなければならない。

(帳簿等の整理)

第十一條 第九条の規定により補助金の交付申請書を提出した地方鉄道業者は、当該地方鉄道に関する損益計算書の根拠が明らかであるよう関係帳簿及び書類の整理をしなければならない。

(利子補給金の支給の年限)

第十二條 第十二条の規定による条件に違反したとき。

(利益金の納付)

第十三條 第八条の規定により補助金の使途についての条件に違反したとき。

(利子補給金の限度)

第十四條 運輸大臣は、第八条の規定により補助金の使途につき必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付の停止)

第十五條 第八条の規定により補助金の使途を受けた地方鉄道業者は、当該地方鉄道につき、その營業用固定資産の価額に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる益金を生じたときは、その超過額の一分の一に相当する金額を、当該益金を生じた営業年度末からさかのぼり十年以内に交付を受けた補助金の総額(前項又は第一項の規定による補助を受けたため第九条の補助金の交付申請書を提出した地方鉄道業者の

適切な経営努力がなされたにかかるわざ欠損を生じたときは、当該地方鉄道業者に對し、毎年、予算の範囲内で、当該地方鉄道業の欠損金の額に相当する金額を補助することができる。

当該地方鉄道につき、その營業用固定資産の価額に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる益金の額に相当する金額を支給する旨のを除く。)を行ふ場合において、運輸省令で定めた範囲の金融機関がその資金を融通するときは、運輸省令の定めるところにより承認を受けた改良計画に受けた地方鉄道業者が左の各号の一に該当するときは、交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部に運輸省令で定める利息を附して返還を命ずることができる。

第十六條 政府は、第三条の規定により認定を受けた地方鉄道及び同条の規定により改良計画の承認を受けた地方鉄道の地方鉄道業者に對し、毎年、予算の範囲内で、当該地方鉄道業の

利子補給金の支給の年限

第十七條 前条の規定による契約による契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が国会の議決を経た金額をこえることとならないようにならなければならない。

(利子補給金の総額)

第十八條 政府は、第十六条の規定による契約を結ぶ場合には、利子補給金の額は、運輸省令の定めるところにより、金融機関がした当該契約に係る融資の融資残高について、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行ふ場合における利

率と年七分五厘との差の範囲内

で、当該金融機関が告示で定める利率で計

算する額を限度とする。

第十九條 第十六条の規定による契約により政府が支給する利子補給金の額は、運輸省令の定めるところにより、金融機関がした当該契約に係る融資の融資残高について、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行ふ場合における利

率と年七分五厘との差の範囲内

で、当該金融機関が告示で定める利率で計

算する額を限度とする。

(融資利率)
第二十条 政府と金融機関との間に第十六条に規定する契約が成立したときは、当該金融機関は、当該

契約に係る融資の融資残高についての利率を、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行う場合における利率から政府が支給する利子の補給金の額を基礎として算出した利率だけ引き下げるものとしなければならない。

(金融機関の法令等の違反に対する措置)
第二十一条 政府は、金融機関が前条十六条の規定による契約又は前条の規定に違反したときは、当該金融機関に対し、支給すべき利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ぜることができる。

(融資金の流用禁止)
第二十二条 第十六条の規定による契約に係る融資を受けた地方鉄道業者は、当該融資の目的以外の用途に使用してはならない。
(固定資産税及び事業税の課税免除及び不均一課税)

第二十三条 第三条の規定により認定を受けた地方鉄道(同条第一項第一号に該当するものとして同条の規定により認定を受けた地方鉄道)及び同条の規定により承認を受けた改良計画に係る改良を完了した地方鉄道に係る固定資産税及び事業税については、当該認定又は承認が取り消されるまで、地方

税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第六条の規定の適用があるものとする。

(補償)

第二十四条 日本国の鐵道が地方鐵道に接近し、又は並行して鐵道線路を敷設して運輸を開始したため、地方鉄道業者がこれと線路が

接続することができなくなつてこれを廃止したとき、又は当該地

方鉄道業者の収益を著しく減少することとなつたときは、日本国有鐵道の当該鐵道線路と接近しない、又は並行しない区間につき地方鉄道

による損失を補償するものとする。当該地方鉄道業者が、日本国有鐵道の當該鐵道線路と接近しない、又は並行しない区間につき地方鉄道

(廃止補償金額)
第二十五条 前条第一項の地方鐵道業を廃止した場合(同条第五項において準用する場合を含む)における補償金額は、左の各号によつて算出した金額から残存物件の価額を控除した残額以内において運輸大臣の定める金額とする。

三 日本国の鐵道が前条第一項の運輸を開始した日において、いまだ敷設工事に着手していない

線路については、測量その他に要した費用に相当する金額

(減益補償金額)

第二十六条 第二十四条第一項の運輸を開始した日の属する当該地方鉄道業の営業年度の前営業年度末までに運輸開始後三年を経過した線路を含む開業線路につけては、その営業年度末から

経過した線路を含む開業線路につけては、その営業年度末から

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方鐵道補助法(明治四十四年法律第十七号)及び北海道殖産鐵道補助ニ閣スル法律(大正九年法律第五十六号)は、廃止する。

3 この法律施行の際現に北海道拓殖鐵道補助ニ閣スル法律の規定の適用を受ける地方鐵道について適用を受ける地方鐵道については、昭和二十八年度に限り、なお、従前の例により補助することができる。

4 この法律施行の際現に北海道拓殖鐵道補助ニ閣スル法律の規定の適用を受ける地方鐵道は、その運輸開始後三十年を限り、第三条第一項第一号に該当するものとして同条の規定により認定を受けたものとみなす。

5 この法律施行の日において現に敷設されている地方鐵道で、いまだ運輸を開始しないもの及び運輸開始後十年を経過しないものは、第二条第二項の新規とみなす。

6 地方鐵道法(大正八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

7 第三十六条を削る。

第三十六条ノ二第一項中「前二条第一号及び第二号並びに第二十六条の營業用固定資産の価額、第八条第三項の欠損金の額、第十三条、第十五条、第二十五条第一号及び第二十六条の益金並びに第十二条第一号及び第二十六条の益金の平均割合の算定方法、この法律の実施のための手続その他その他の執行について必要な事項は、運輸省令で定める。」

第三十六条ノ二第一項中「前二条第一号を「前条」に改め、同条を第三十六条とする。」

第三十六条ノ三を削り、第三十六条ノ四を第三十六条ノ二とす。

第三十六条ノ二第一号及び第二十六条の益金の平均割合の算定方法、この法律の実施のための手続その他その他の執行について必要な事項は、運輸省令で定める。」

第三十六条ノ二第一号を次のように改正する。

第三十六条ノ二第一号を次のように改正する。

第三十六条ノ二第一号を次のように改正する。

第三十六条ノ二第一号を次のように改正する。

第三十六条ノ二第一号を次のように改正する。

第三十六条ノ二第一号を次のように改正する。

第三十六条ノ二第一号を次のように改正する。

第三十六条ノ二第一号を次のように改正する。

第三十六条ノ二第一号を次のように改正する。

第二十六条中「第三十条乃至第三十六条ノ二及第三十六条ノ四」を「第三十条乃至第三十六条ノ二」に改める。
8 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のよう改定する。

第四条第一項第三十四号の次に「運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のよう改定する。」を削る。

三十四の二 地方鉄道及び軌道を助成し、並びに地方鉄道及び軌道に關する補償金の額を決定すること。

第二十七条第一項第八号の次に八の二 地方鉄道及び軌道の補助その他の助成に關すること。

第五十一条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 地方鉄道及び軌道の補助その他の助成に關すること。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十五日

衆議院議長 堀 康次郎

(小字及び一は議院修正)
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のよう改定する。

目次中「監理委員会」を「経営委員会」に改める。

第三条に次の一項を加える。

第十六条中「監理委員会」を「経営委員会」に、同条第一項中「二人以上の委員」を「二人以上の委員又は特別委員」に改め、同条第二項但書を削る。

第十九条第一項中「總裁は、監理委員会に對し責任を負う。」を削り、「監理委員会の結別委員」を「経営委員会」に改める。

第二十条第一項中「監理委員会が推薦した者につき、」を「経営委員会が同意を得て、」に、同条第二項中「推薦」を「同意」に、同条第三項中「監理委員会」を「経営委員会」に改める。

第二十二条中「監理委員会」を「経営委員会」に改める。

第三十九条の十五第一項但書

に改め、同条第三項を削る。

第十三条第一項中「五年」を「四年」に改め、同条第三項を削る。

第十四条第一項に規定する事項に規定する経費の指定

四 長期借入金、短期借入金及び鉄道債券の限度額

六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

七 その他予算の実施に關し必要な事項

八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

九 長期借入金及び鉄道債券の償還

十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

二十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

二十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

二十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

二十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

二十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

二十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

二十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

二十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

二十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

二十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

三十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

三十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

三十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

三十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

三十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

三十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

三十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

三十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

三十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

三十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

四十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

四十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

四十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

四十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

四十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

四十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

四十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

四十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

四十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

四十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

五十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

五十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

五十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

五十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

五十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

五十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

五十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

五十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

五十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

五十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

六十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

六十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

六十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

六十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

六十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

六十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

六十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

六十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

六十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

六十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

七十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

七十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

七十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

七十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

七十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

七十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

七十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

七十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

七十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

七十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

八十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

八十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

八十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

八十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

八十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

八十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

八十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

八十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

八十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

八十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

九十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

九十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

九十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

九十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

九十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

九十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

九十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

九十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

九十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

九十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百一十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百一十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百一十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百一十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百一十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百一十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百一十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百一十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百一十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百二十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百二十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百二十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百二十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百二十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百二十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百二十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百二十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百二十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百二十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百三十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百三十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百三十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百三十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百三十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百三十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百三十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百三十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百三十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百三十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百四十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百四十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百四十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百四十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百四十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百四十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百四十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百四十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百四十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百四十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百五十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百五十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百五十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百五十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百五十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百五十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百五十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百五十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百五十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百五十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百六十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百六十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百六十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百六十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百六十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百六十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百六十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百六十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百六十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百六十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百七十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百七十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百七十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百七十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百七十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百七十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百七十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百七十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百七十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百七十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百八十 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百八十一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百八十二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百八十三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百八十四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百八十五 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百八十六 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百八十七 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百八十八 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百八十九 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百九〇 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百九一 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百九二 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百九三 日本国鉄道の投資の目的及び金額

一百九四 日本国鉄道の投資の目的及び金額

(債務の負担)

第三十九条の八 日本国有鉄道は、法律に基くもの又は支出予算の金額若しくは繰越費の総額の範囲内における行為をするには、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経なければならぬ。

2 日本国有鉄道は、前項に規定するもの外、債務を負担する行為をするには、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経なければならない。

し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

(予算の修正)

2 第三十九条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定による追加予算に準用する。

2 第三十九条の十二 日本国有鉄道は、前項の場合は、前項の規定による追加予算に準用する。

2 第三十九条の十一 日本国有鉄道は、前項の場合は、前項の規定による追加予算に準用する。

2 第三十九条の十三 日本国有鉄道は、前項の場合は、前項の規定による追加予算に準用する。

2 第三十九条の十四 日本国有鉄道は、前項の場合は、前項の規定による追加予算に準用する。

2 第三十九条の十五 日本国有鉄道は、前項の場合は、前項の規定による追加予算に準用する。

2 第三十九条の十六 日本国有鉄道は、前項の場合は、前項の規定による追加予算に準用する。

2 第三十九条の十七 日本国有鉄道は、前項の場合は、前項の規定による追加予算に準用する。

2 第三十九条の十八 日本国有鉄道は、前項の場合は、前項の規定による追加予算に準用する。

2 第三十九条の十九 日本国有鉄道は、前項の場合は、前項の規定による追加予算に準用する。

2 第三十九条の二十 日本国有鉄道は、前項の場合は、前項の規定による追加予算に準用する。

又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたものとみなす。

第三十九条の十四 日本国有鉄道は、支出予算については、当該予算の目的外に使用してはならない。

但し、予算の実施上適当つゝい。但し、予算で指定する予算であるときは、第三十九条の五の規定による区分にかかるらず、彼此流用することができる。

第三十九条の十五 日本国有鉄道は、予算で指定する予算の金額に付ける区分にかかるらず、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

第三十九条の十六 日本国有鉄道は、予算で指定する予算の金額に付ける区分にかかるらず、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

第三十九条の十七 日本国有鉄道は、予算で指定する予算の金額に付ける区分にかかるらず、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

第三十九条の十八 日本国有鉄道は、予算で指定する予算の金額に付ける区分にかかるらず、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

第三十九条の十九 日本国有鉄道は、予算で指定する予算の金額に付ける区分にかかるらず、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

第三十九条の二十 日本国有鉄道は、予算で指定する予算の金額に付ける区分にかかるらず、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

第三十九条の二十一 日本国有鉄道は、予算で指定する予算の金額に付ける区分にかかるらず、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

第三十九条の二十二 日本国有鉄道は、予算で指定する予算の金額に付ける区分にかかるらず、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

第三十九条の二十三 日本国有鉄道は、予算で指定する予算の金額に付ける区分にかかるらず、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

第三十九条の二十四 日本国有鉄道は、予算で指定する予算の金額に付ける区分にかかるらず、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

第三十九条の二十五 日本国有鉄道は、予算で指定する予算の金額に付ける区分にかかるらず、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

第三十九条の二十六 日本国有鉄道は、予算で指定する予算の金額に付ける区分にかかるらず、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

第三十九条の二十七 日本国有鉄道は、予算で指定する予算の金額に付ける区分にかかるらず、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

第三十九条の二十八 日本国有鉄道は、予算で指定する予算の金額に付ける区分にかかるらず、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

(資金計画)

第三十九条の二十九 日本国 有鉄道は、国会の議決を経た予算に基いて、四半期ごとに資金計画を定め、これを運輸大臣、大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。これを変更するときも同様とする。

第三十九条の三十 大蔵大臣は、前項の規定により提出された資金計画が国の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することができる限度を、運輸大臣を経由して、日本国有鉄道に通知するものとする。

第三十九条の三十一 日本国 有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

第三十九条の三十二 日本国 有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

第三十九条の三十三 日本国 有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

第三十九条の三十四 日本国 有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

第三十九条の三十五 日本国 有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

第三十九条の三十六 日本国 有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

第三十九条の三十七 日本国 有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

第三十九条の三十八 日本国 有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

第三十九条の三十九 日本国 有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

第三十九条の四十 日本国 有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

第三十九条の四十一 日本国 有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

実施の結果を明らかにした報告書を作成し、前項第一項の規定により運輸大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに、運輸大臣を経て大蔵大臣に提出しなければならない。

第三十九条の四十二 大蔵大臣は、前項に規定する報告書及び財務諸表(以下「決算書類」という。)の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

第三十九条の四十三 大蔵大臣は、前項に規定する報告書類(以下「決算書類」という。)の提出を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付しなければならない。

第三十九条の四十四 内閣は、会計検査院の検査を終了した日本国有鉄道の決算書類を、国庫の歳入歳出の決算とともに国会に提出しなければならない。

第三十九条の四十五 第四十二条 日本国 有鉄道は、毎事業年度の損益計算において、前事業年度から繰り越した損失があるときは、その利益を損失の補てんにて、なお利益の残余があるときは、その残余の額を利益積立金として積み立てなければならない。

第三十九条の四十六 日本国 有鉄道は、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、これを繰越欠損金として整理しなければならない。但し、利益積立金があるときは、これを減

(追加予算)

第三十九条の十一 日本国 有鉄道は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成する。

2 第三十九条の二 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による暫定予算に準用する。

2 第三十九条の三 第該事業年度の予算が成立したときは、失効するものとし、この暫定予算に基く支出によることができる。

2 第三十九条の四 第二項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして、運輸大臣、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

2 第三十九条の五 日本国 有鉄道は、前項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、その財務諸表を公表しなければならない。

第三十九条の六 日本国 有鉄道は、毎

昭和二十八年七月二十九日 參議院会議録第二十八号 地方鐵道軌道整備法案外二件

四七〇

- 一、当該事業の開始が輸送需要に對し適切なものであること。
 - 二、当該事業の開始によつて当該路線又は事業区域に係る供給輸送力が輸送需要量に對し不均衡となならないものであること。
 - 三、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
 - 四、当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
 - 五、その他当該事業の開始が公益上必要であり、且つ、適切なものであること。

2 運輸大臣は、特定自動車運送事業の免許をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一、当該事業の開始が輸送需要に對し必要なものであること。

一、当該輸送需要が一般自動車運送事業によつて満たされることを適切としないものであること。

3 運輸大臣は、免許の申請を審査する場合において、前二項に掲げる基準を適用するに當つては、形式的圓的一に流れることなく、当該自動車運送事業の種類及び路線又は事業区域に応じ、実情に沿つよう努めなければならない。

第六条の次に次の二条を加える。

(次略事由)

せられ、その執行を終り、又は執行を受けること。がなくなつた日から二年を経過していなない者であると云ふ。

送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業以外の自動車運送事業のうち、運輸大臣の指定する種類については、最高額及び最低額をもつて

2 いて、運輸大臣の許可を受けた
とき。

は、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を陸運局長に返納し、又は当該事業用自動

- 一、免許を受けようとする者が自動車運送事業の免許の取消を受け、取消の日から二年を経過していない者であるとき。

二、免許を受けようとする者が營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合において、その法定代理人が前二号の一に該当する者であるとき。

四、免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（いかなる名稱によるかを問わず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。以下同じ）が前二号の一に該当する者であるとき。

第五条第一項中「期間内に」の下に「且つ、運輸省令で定める場合にあつては、当該輸送施設等によつて事業計画に従う業務を行つことができることについて運輸大臣の確認を受け」を加える。

第八条第二項に次の一号を加える。

五、運賃及び料金が対距離制による場合であつて、運輸大臣がその算定の基礎となる距離を定めたときは、これによるものであることを。

第八条第三項を次のように改める。

3 第一項の運賃及び料金は、確定額をもつて定められなければならぬ。但し、一般乗合旅客自動車運送事業

せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

三、免許を受けようとする者が營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合において、その法定代理人が前二号の一に該当する者であるとき。

四、免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（いかなる名稱によるかを問わず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。以下同じ）が前二号の一に該当する者であるとき。

第五条第一項中「期間内に」の下に「且つ、運輸省令で定める場合にあつては、当該輸送施設等によつて事業計画に従う業務を行つことができることについて運輸大臣の確認を受け」を加える。

第六条の規定は、前項の認可について準用する。

第二十三条中「一般路線貨物自動車運送事業を經營する者」の下に「（以下「一般路線貨物自動車運送事業者」といふ。）」を加え、同条中「運輸大臣が事業区域を指定したときは、及び「その事業区域内において」を削る。

第二十四条を次のように改める。
(禁止行為)

第二十四条 事業区域を定める自動車運送事業を經營する者は、発地及び着地のいずれもがその事業区域外に存する旅客又は貨物の運送をしてはならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二 一般貨物切旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般貨物旅客自動車運送事業者」といふ。）は、左の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

一、災害の場合その他緊急を要するとき。

二、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合にお

二一 当該事業の開始によつて当該路線又は事業区域に係る供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること。
三 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

日から二年を経過していないうちである。免許を受けようとする者が自動車運送事業の免許の取消を受け、取消の日から二年を経過していない者であるとき。

ち運輸大臣の指定する種類については、最高額及び最低額をもつてこれに代えることができる。

2 一般区域貨物自動車運送事業を經營する者(以下「一般区域貨物自動車運送事業者」といふ。)又は一般小型貨物自動車運送事業を經營する者(以下「一般小型貨物自動車運送事業者」といふ。)は、左の掲

車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取りはずした上、運局長の領置を受けるべきことを命ずることができる。

- して、運輸大臣の許可を受けたとき。

一般区域貨物自動車運送事業を經營する者(以下「一般区域貨物自動車運送事業者」という。)又は一般小型貨物自動車運送事業を經營する者(以下「一般小型貨物自動車運送事業者」という。)は、左の場合を除き、積合貨物の運送をしてはならない。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般路線貨物自動車運送事業者又は鉄道により運送される貨物の集販又は配達のためにするとき。

三 多数の貨物の集散する場所に発着する貨物の運送であつて、運輸省令で定めるものを行うとき。

四 一般路線貨物自動車運送事業者によることが困難な場合において、運輸大臣の許可を受けたとき。

第三十条中「この法律に規定するもの以外」の下に「事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員の選任」を加える。

第四十三条の見出しを「免許の取消等」に改め、同条中「期間を定めて」の下に「輸送施設の当該事業のための使用的停止若しくは」を加え、同条第三号中「第六条第二項」を「第六条の二」に改める。

第四十三条の次に次の二条を加え、同条第三号中「第六条第二項」を「第六条の二」に改める。

第四十三条の二 運輸大臣は、前条の規定により運送施設の使用的停止又は事業の停止を命じたとき

第八十九条 自動車運送取扱事業者は、左の場合を除き、一般区域貨物自動車運送事業者又は一般小型貨物自動車運送事業者が事業用自動車を貸し切つて行う運送を利用

は、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を陸運局長に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取りはずした上、その自動車登録番号標について陸運局長の領置を受けるべきことを命ずることができる。

2 陸運局長は、前条に規定する輸送施設の使用の停止又は事業の停止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を返付しなければならない。

3 前項の自動車登録番号標の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取りつけ、陸運局長の封印の取りつけを受けなければならぬ。

第四十四条第三号の次に次の二号を加える。

四 第百二十条の規定により免許に附した期限が満了したとき。

第四十六条中「第二十四条」の下に「第二十四条の二第一項」を加え、同条中「及び第四十三条」を「、第四十三条及び第四十三条の二」に改める。

第七十九条中「第四十三条」の下に「第四十三条の二」を加える。

第八十九条 自動車運送取扱事業者は、左の場合を除き、一般区域貨物自動車運送事業者又は一般小型貨物自動車運送事業者が事業用自動車を貸し切つて行う運送を利用

して、積合貨物を運送してはならない。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 公衆の利便を増進するため必要である場合において運輸大臣の許可を受けたとき。

第九十五条「自動車運送取扱業には、」の下に「第三十条、」を加える。

第九十六条を次のように改める。

第九十六条 削除

第九十八条中「及び第九十一条第一項から第四項まで」「及び後段を」削る。

第九十九条第一項中「事業用自動車以外の自動車（以下「自家用自動車」という。）を「事業用自動車以外の自動車（以下「自家用自動車」といふ）であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下「自家用貨物自動車」といふ。）に、「自家用自動車を使用する者」を「自家用貨物自動車を使用する者」に改め、同条第二項中「自家用自動車の使用を禁止した場合について適用する。第八章を次のように改める。

第一百一十二条の二の規定は、運輸大臣が第一項の規定により自家用自動車の使用を禁止した場合について適用する。

第一百一十三条の二の規定は、陸運局ごとに、これを置く。

二 自動車運送協議会は、陸運局に応じて、自動車運送につ

き、左に掲げる事項に関する基本的な方針を調査審議する。

一定の区域における適正な供給輸送力の他輸送の需要と供給との調整に関するこ

と。

二 輸送施設の改善に関するこ

と。

三 運賃及び料金の基準に関すること。

四 従業員の服務及び養成に関すること。

五 その他輸送に関する重要な事項。

六 陸運局長は、前項の規定により自動車運送協議会の答申を受けたときは、その所掌事務の遂行上、これを尊重しなければならない。

七 自動車運送協議会は、第二項の事項に關し必要と認めるときは、関係行政庁に建議することができる。

八 第百六条 自動車運送協議会の庶務は、陸運局において処理する。

九 第百五条 委員（関係行政庁の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、一年とする。

十 委員は、再任されることができること。

（組織）

第一百四条 自動車運送協議会は、委員九人以内をもつて組織する。

二 自動車運送協議会の委員は、関係行政庁の職員、学識経験のある者、自動車運送事業者及び自動車運送事業を利用する者のうちから選出する。

三 自動車運送協議会が特定の都道府県の区域内の自動車運送に直接關係ある事項を審議する場合には、特にこれを審議させるため、

昭和二十八年七月二十九日 参議院会議録第二十八号 地方鉄道軌道整備法案外三件

自動車運送協議会に臨時委員を置くものとする。

二 第二項の規定は、臨時委員の任命について準用する。

三 自動車運送事業における基本的な運賃及び料金に関する認可。

四 委員及び臨時委員は、非常勤と

命について準用する。

五 委員は、再任されることができること。

（委員の任期）

第六百五条 委員（関係行政庁の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、一年とする。

七 委員は、再任されることができること。

八 この法律の規定により構成員が提出する報告書等の取りまとめ

前項各号に掲げる事項について利害関係人の申請があつたとき、又は運輸大臣の権限に属する前項各号に掲げる事項について運輸大臣の指示があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聽聞しなければならない。

九 前号に掲げるものの外、行政庁が構成員に対して発する通知の構成員への伝達その他の行政庁の行為のための行方の法律の施行のためにする措置に対する協力

十 この法律の違反行為の予防

第百二十五条の次に次の二条を加える。

二 自動車運送の総合的発達のための措置

十一 この法律の違反行為の予防

二章、「」の下に「第四章、」を加え、同条第一項を第三項とし、第一項の期限」を加える。

十二 第百二十二条第一項第一号中「第二百八条から第百十九条まで 削除

第百二十二条第一項第一号中「第二百八条から第百十九条まで 削除

三 構成員の行う道路運送に関する指導、調査及び研究

四 構成員の道路運送に関する債務の保証

五 構成員の行う道路運送に関する債務の保証

六 構成員の行う道路運送の用に供する物資の購入のあつ旋

供する物資の購入のあつ旋

七 団体としての意見の公表又は適当な行政庁に対する申出

八 この法律の規定により構成員が提出する報告書等の取りまとめ

九 前号に掲げるものの外、行政

庁が構成員に対して発する通知

の構成員への伝達その他の行政

庁の行為のための行方の法律の

施行のためにする措置に対する協

力

十 この法律の違反行為の予防

二章、「」の下に「第四十三

三十四条第一項、」の下に「第四十三

条の二第一項（第二百二条第三項にお

いて準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第十五、」の下に「第四十三の二第三項（第二百二条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第七号を削り、

第三項において準用する場合を含む。」を加え、同条第七号を削り、

定資産税及び事業税の減免及び利子の補給を規定しております。なお右のほかに日本国有鉄道の運輸開始により、地方鉄道軌道の廃止又は減益についての現行補償規定に若干の改正を加え、本法案に移行しております。

本法律案につきまして主なる質疑事項を申上げますと、第一は助成すべき地方鉄道軌道の範囲並びにその認定、承認についてでありますて、なおこれに關連して地方鉄道軌道建設助成の意義、特に国鉄による新線建設との比較につき質疑が行われました。又国鉄新線建設の場合における地方鉄道軌道の補償に關連し、船舶等の異種交通事業に対する補償に関して質疑が行なわれました。これらの事項について申上げますと、「第一」の助成すべき地方鉄道軌道の範囲が、「第三条によりますと、自由裁量の余地が多いことは好ましくない」との質疑に対しましては、「具体的な事項は、第二十七条の命令に譲る」とのことでありましたので、その適否につき立案に関与した法制局の意見を聴きましたところ、衆議院法制局長より、「第三条で或る程度はつきりとした枠が出ているのではないかと思えるが、第二十七条の命令でも暗れるものと考える」という趣旨の答弁がありました。なお地方鉄道軌道の新線の助成に關しましては、これに補助金を交付して新線を建設せらる、建設当初採算性の乏しいにもかかわらず予算を割いて国鉄に新線を敷設させておる現状に鑑み、むしろ国鉄の新線建設を完成に助成すべきではないかという質疑、又は不採算線路はむしろ民營を主にし、これを助成して、将来国營に還元するの是非等、鉄道政策につきまし

て、各委員より「もぐ」質疑が行われました。これに対し運輸大臣より、「国鉄、私鉄共、その性格、使命又は資金の調達等にそれべく特異性があるもので、必要な私鉄は産業の発達、民生の安定の見地より、なお助成すべき必要がある」と認めておるとの答弁がありました。次に、交通事業に対する国の助成政策につき、海上運送事業に対する補償等均衡を失してはひないかと、いう検討が行われましたところ、運輸大臣より、「補償につきましては、從来は同種交通事業についてのみ考えて参つたのであります。が、異種交通事業の補償につきましても将来篤と研究したい」とのことでありました。その他、この法律施行に關して明確にしておくことを要する事項につき、各委員よりそれべく質疑がなされました。詳細は、委員会速記録により御承知願いたいと思います。

以上にて質疑を終り、討論に入りましたところ、一松委員より、本法案に賛成する旨の意見の開陳があり、続いて第三条の解説が荒漠として他日問題を生じた場合、運輸大臣の責任が重く、且つ政治問題を生ずる虞れもあるので、これが運用に當つては、特段の注意を要望するとして、次の附帯決議案が提議されました。

虚し、政府において特段の措置を講ずること。
以上で討論を終り、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以ちましたて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、一松委員提議の附帯議案につきましては、全会一致を以ちまして、これを附することに決定いたしました。

以上、御報告申上げます。

次に、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につきまして、御報告申上げます。

この改正法律案の要旨は、日本国有鉄道の事業の能率的な運営を図り、公共の福祉を増進するため、日本国有鉄道の会計及び財務に関する規定の整備をなしますと共に、監理委員会に代えて、重要事項の議決権限として新たに経営委員会を設けようとするのがその主体でありますて、このほか役職員の特別給与に若干の彈力性を与える等の改正を行わんとするものであります。

右の会計に関する規定の改正中、眼目とも見られますことは、従来大蔵大臣が国鉄予算の調整を行つておりますたのも、運輸大臣が行うことにして改められた点であります。

委員会の審議におきまする主な質疑は、経営委員会に関すること、予算調整権の所在に関すること、及び本法施行に伴う国鉄将来の運営に関する事項でありました。経営委員会に関するまでは、一二三の委員より、従来の監理委員会を廃止し、新たに経営委員会を設けた事由、委員の選任方法、その資格、特に労働代表を加える意思の有無等、あらゆる角度より質疑が行われました。これに対し、政府委員よりは、

「現在の監理委員会は、その権能が不明確であるため、經營委員会を設くるに至つたこと、及び知識経験者と認められれば、労働関係者からも任命される余地のあること」の答弁があります。ついで予算調整権を運輸大臣に移しました衆議院の修正について、政府の所信を質しましたところ、「企業的立場から考へて、企業の責任を持つ運輸大臣が予算調整権を有することは妥当と認める」とのこととありました。

その他、国鉄がこの度の改正案により、独立採算制を確立したことと、これに伴うサービスの普及向上及び労務管理の実態について、各委員よりこもごも質疑が行われましたが、政府委員よりは、「国鉄は企業体としての会計処理方式に則り、能率の向上を図るべきこと、又その性格上公共の福祉を増進すべきことは原則とすべきであるが、企業体である以上、併せて企業性も保持しなくてはならない」との答弁があり、なお労務の実態についての説明がありました。詳しいことは速記録によつて御覧を願ひとらざります。

以上を以て質疑を終り、討論に入りましたところ、加賀山委員より賛成の意見の開陳があり、なおこの法律案により、国鉄の自主性は強化されたが、更にこれを強化する要のある旨を強調されました。東委員よりも賛成の旨、意見の表明がありました。同時に、国鉄がその使命を達成するためには、むしろ一般会計よりの助成や独立採算制の再検討を要する旨及び經營の民主化につき意見の開陳がありました。大倉委員も賛成の意見を述べられ、經營の民主化、国鉄の自主性の強化及び経営委員会委員の選出方法について要望

がござりました。そのほか、森田委員長よりは、能率の増進を強調されて賛成の意見を述べられ、又、一松委員よりは、眞に企業としての健全化を図るべきことを強く主張せられて、賛成の旨、意見の開陳がありました。

以上で討論を終り、採決に入りましたところ、全会一致、本案を原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に道路運送法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ずこの法律案の要旨を申上げますと、現行法施行後の自動車運送事業の急激な発達と諸情勢の変化に応じまして、自動車運送事業に対する若干の規定と道路運送審議会制度について改正し、行政手続の簡素化を図ろうとするものであります。

改正の主なる点は、第一は、自動車運送事業の種類ごとの定義を実情に即して改めたこと。第二は、免許基準を事業の種類及び地方の実情に沿うよう改めたこと。第三は、道路運送審議会を廃して自動車運送協議会を新たに設けたこと。この三点が主なる点であります。その他、従来の行政の経験に基きまして、事業の区域及び運賃制度を実情に合致するように改め、更に軽車両運送事業の届出制の廃止及び乗用自家用自動車の使用届出制度の廃止等、若干の改正を加えたものであります。

道路運送事業に關しましては、従来より種々批判の対象になつておりますので、各委員より活潑な質疑が行われました。先ず第一に免許基準に関するところですが、従来画一的な行政に

THEATRUM

- 一、第三条第一項第一号の認定又は第二号の承認を行ふに当つては、政府は、広く関係各方面の意見を聴取する等飽くまでも公正且つ妥当を期すべきである。

二、国有鉄道の新線に要する財源については、本法との調連を充分考慮するべきである。

流れたり、自家用トラックの営業類似行為を誘発するような結果を招いたり、需給の実情に合致しない点があるとして、今後の行政方針につき質しましたところ、政府委員よりは、この法改正の趣旨は、それら從来の批判に鑑み、できるだけ需給の実情に沿うよう諸般の事情を勘案して法律秩序の確立に努めたとのことでありました。次に農業協同組合の行う自動車運送事業の範囲につきましては、從来問題もあり、限定範囲の拡張につき強い要望もありましたので、農林省と懇談した結果、組合員のために特殊な利用の承認、車両の集結、員外利用等につき結論を得たといふことでありました。なにしても、一方、免許の適正を図ること共に、他方その取締を厳重にすることにより、法律秩序の維持を図りましたことでありました。又、事業区域を基礎にしておりましたが、改正案では、本来の事業区域の観念を強調するため、営業所を中心とする事業区域に改めました。従つて区域外のみにおいていわゆる出稼きをなす行為は事業区域の観念についてこれを明確にするための質問につきましては、現行法における事業区域の観念は自動車の走行区域を基礎にしておりましたが、改正案では、組合員のための特殊な利用の承認、車両の集結、員外利用等につき結論を得たといふことでありました。

お自家用自動車の営業類似行為の取締り、限定範囲の拡張につき強い要望もありましたので、農林省と懇談した結果、組合員のために特殊な利用の承認、車両の集結、員外利用等につき結論を得たといふことでありました。なにとも、一方、免許の適正を図ること共に、他方その取締を厳重にすることにより、法律秩序の維持を図りましたことでありました。又、事業区域を基礎にしておりましたが、改正案では、組合員のための特殊な利用の承認、車両の集結、員外利用等につき結論を得たといふことでありました。

田委員よりは、本法案に賛成する旨の意見の開陳がありました。なお道路運送の問題は国民生活並びに経済活動に関連するところが大きく、業体も大小区々に亘るので、本法の適用に当つては緩急よろしきを得て利用者及び事業者の不便のないよう、運送事業者にての希望が述べられ、統いて自動車運送事業の免許については特に注意を必要とするものとして、次のとおり附帯決議案の提議がなされました。

附帯決議案 政府は、自動車運送事業に対する事業区域を定めるに當つては、行政区域にこだわらず、国民经济活動の実態に即してこれを行うべきであり、又、ハイヤー、タクシー等、路線を定めない自動車運送事業の免許に當つては、從来その免許基準は厳しく、実情に反し、弊害の伴うこともある事情に鑑み、政府は将来これら事業者に対してよく実情に合致するよう免許の措置をなすべきことを要望する。

次に、大倉委員よりは、本法案に賛成する旨の意見の開陳があつて、自らには、個々の処分でなく、一般的な事項

用自動車の閑行行為については、政府は

この法案は、公共事業費の対象とされない荷捌き施設や港湾用地の整備等を促進するため、政府が港湾管理者に對し、資金運用部資金又は簡易生命保険及び郵便年金積立金を融通し、又そ

れの責任を以て効果的な取締を励むこと、新規免許については既存業者の存立を危くしないよう輸送秩序の確立に努力すること、及び自動車運送協

機械化促進法案(河井彌八君) 日程第八、農業機械化促進法案(衆議院提出)を議題といたします。

【審査報告書は都合により附録に付し】
まず委員長の報告を求めます。農林委員長片柳眞吉君

農業機械化促進法案
右の本院提出案をここに送付する。
〔掲載〕

昭和二十八年七月二十五日
衆議院議長河井彌八殿
衆議院議長片柳眞吉君

農業機械化促進法
〔目的〕

農業機械化促進法

〔定義〕

第一条 この法律は、農業機械化を促進するため、農機具の検査、必要な資金の確保その他必要な措置を講じて農機具の改良普及に資し、もつて農業生産力の増進と農業經營の改善に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「農機具」とは、耕うん、整地、肥培管理、有機物質の防除、家畜家きんの飼養管理、調製加工その他農業(これに附隨する作業を含む)を効率的に行うために必要な機械器具(その

とは、耕うん、整地、肥培管理、有機物質の防除、家畜家きんの飼養

管理、調製加工その他農業(これに附隨する作業を含む)をいう。

2 この法律において「農業機械化」とは、動力又は畜力を利用する優

良な農機具を効率的に導入して農業の生産技術を高度化することをいう。

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて四案は可決せられました。

第三十二条の見出し中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に改め、同条中「及び事業者団体法(昭和二十三年法律第一百九十一号)及び「認可を受けた」を削る。

第三十二条の次に次の二条を加える。
(生産調整資金に対する利子の補給)

第三十二条の二 調整組合又は連合

会が第五十五条第六号又は第二十六条第六号に規定する事業を行ったために必要な資金を借り入れる場合においては、政府は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、政令で定める基準により、年五分を限度として、当該資金の借入に係る利子をその融資機関に対し補給することができる。

第三十三条第一項中「この法律の規定により通商産業大臣が行う認可、命令及び勧告その他」を削り、同条第二項中「五十人以内」を「三十人以内」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第三十四条を次のように改める。
(審議会の諮問事項)

第三十四条 通商産業大臣は、第一条第一項の政令の制定若しくは政廩の立案をし、又は第二十九条の勧告若しくは命令をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

第三十五条の次に次の二条を加える。
(認可申請等の經由)

第三十五条の一 通商産業大臣は、都道府県の区域をこえない区域を地区とする調整組合に関する認可又は承認の申請、届出、申出及び報告について通商産業省令の定めるところによりその地区を管轄する都道府県知事を経由させることができるものとする。

(都道府県知事への権限の委任)

第三十五条の二 通商産業大臣は、政令の定めるところにより、第三十一条第一項の報告の徴収及び検査に関する権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

第三十七条中「第二項」と第一項又は第二十九条の二に改める。

第三十九条中「第三十一条第一項」を「第三十一条第一項」に、「若しくは虚偽を、虚偽に」に、「又は立入を、立入に改める。別表を削る。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 左に掲げる業種は、改正後の第一条第一項の規定により指定されたものとみなす。
一 比織物又はステーブルファイバー織物の製造業
二 毛織物の製造業
三 紡織物又は人絹織物の製造業

業
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 左に掲げる業種は、改正後の第一条第一項の規定により指定されたものとみなす。
一 比織物又はステーブルファイバー織物の製造業
二 毛織物の製造業
三 紡織物又は人絹織物の製造業

四 メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業

五 渔網製造業
六 組ひも、よりひも、幅五インチ未満の織物又は編レースの製造業

七 ねん糸業
八 麻綿製造業

九 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はぼう帯の製造業

十 マツチ製造業
十一 プム製品(自動車タイヤ・チューブ、もみすりロール、医療衛生用品、はきもの用品及びがん具を除く。)の製造業

十二 食器類たる陶磁器(ティナーセットを除く。)及び電気用品たる陶磁器(特別高圧用のものを除く。)の製造業

十三 漆器製造業で政令で定めるもの

十四 ほりらう鉄器(化学工業用のものを除く。)の製造業

十五 清涼飲料水製造業

十六 五ガロンかん製造業

十七 大麻織物、ちよ麻織物又は亞麻織物、ちよ麻織物又は整理加工業

十八 織維品の精練漂白、染色又は布はく製衣料品の縫製業

十九 メタルラス製造業

二十 錐針製造業
二十一 瓦製造業で政令で定めるもの

二十二 印刷業で政令で定めるもの

二十四 ターポリン紙製造業
二十五 機械下き和紙製造業

二十六 計量器製造業で政令で定めるもの
二十七 改正前の規定に基づいてした手続、処分その他の行為は、改正後の相当規定によつてしたものとみなす。
二十八 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号及び第五条第二項中「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」と「中小企業安定法」に改める。

第三条第一項第十九号に掲げる物ことに前条第一項の表示のうち通商産業省令で指定する表示をしたものでなければ、使用してはならない。

一 鉄道及び軌道の枕木
二 電柱(通商産業省令、運輸省令、郵政省令で定める規格以下のもの及び通商産業省令、運輸省令、郵政省令で定める特別の事由があるものを除く。)

三 道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)による道路たる橋(建設省令で定める規格以下のもの及び建設省令で定める特別の事由があるものを除く。)のはり、けた及び脚

四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)による港湾施設たるさん橋及び橋(運輸省令で定める規格以下のもの及び運輸省令で定める特別の事由があるものを除く。)のはり、けた及び脚並びにけい船くい

五 渔港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)による漁港施設たるさん橋及び橋(農林省令で定める規格以下のもの及び農林省令で定める特別の事由があるものを除く。)のはり、けた及び脚並びにけい船くい

四七八
紛らわしい表示をしてはならない。
(使用)
第三条 木材(第一号に掲げる物に付いては、通商産業省令、運輸省令で定める樹種の木材に限る。)
は、左の各号に掲げる物には、当該各号に掲げる物ことに前条第一項の表示のうち通商産業省令で指定する表示をしたものでなければ、使用してはならない。

第三条 木材(第一号に掲げる物に付いては、通商産業省令、運輸省令で定める樹種の木材に限る。)
は、左の各号に掲げる物には、当該各号に掲げる物とに

第四条 武器の製造は、前条の許可を受けた者（以下「武器製造事業者」という。）でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

（許可の基準）

第五条 通商産業大臣は、第三条の許可の申請が左の各号に適合していふと認めるときは、許可をしなければならない。

一、当該武器の製造のための設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二、当該武器の保管のための設備が通商産業省令で定める要件を備えること。

三、その許可をすることによつて当該武器の製造の能力が著しく過大にならないこと。

四、事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

五、申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

イ、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けたことがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ、第十五条の規定により製造の事業の許可を取り消され、取消の日から三年を経過しない者

ハ、最近三年以内に、他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が武器製造事業者として不適当な者

ニ 禁治産者

ホ、法人であつて、その業務を行つた後員のうちにいかにまでもの一に該当する者があるも

2. 通商産業大臣は、前項の申請が同項各号に適合していなことを認めるとときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

2. 通商産業大臣は、前項の申請が同項各号に適合していなことを認めるとときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

（製造設備及び保管設備）

第九条 武器製造事業者は、当該武器の製造のための設備を第五条第一項第一号の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

一、武器製造事業者は、当該武器の保管のための設備を第五条第一項第一号の要件を備えるように維持しなければならない。

二、武器製造事業者は、当該武器の保管のための設備を第五条第一項第一号の要件を備えるように維持しなければならない。

三、武器製造事業者は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の技術上の基準に適合せず、一号の技術上の基準に適合せず、又は当該武器の保管のための設備又は当該武器の保管のための設備が同項第二号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定めて、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

四、武器製造事業者は、当該武器の製造のための設備であつて、通商産業省令で定めるものを新設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

五、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

六、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

七、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

八、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

九、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

十、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

十一、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

十二、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

十三、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

十四、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

十五、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

十六、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

十七、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

十八、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

十九、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

二十、前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、通常な続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

該武器の亡失又は盗難の防止に適當であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

三、第二十二条第一項の条件に違反したとき。

四、不正な手段により武器の製造の事業の許可を受けたとき。

五、工場等の移転

六、武器製造事業者は、その工場又は事業場を移転しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

七、武器製造事業者は、その工場又は事業場を移転しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

八、武器を譲渡し、又は武器の製造業者に対しその製造をする武

器の材料、部品若しくは附屬品たる武器を譲渡し、又はその材料、部品若しくは附屬品たる武器の製造を請け負ひ、若しくはその委託する者は、あらかじめ、譲渡の対価又は請負若しくは委託の報酬、引渡の期日その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。但し、武器製

造業者に對しその製造をする武

器の材料、部品若しくは附屬品たる武器を譲渡し、又はその材料、部品若しくは附屬品たる武器の製造を請け負ひ、若しくはその委託する者は、あらかじめ、譲渡の対価又は請負若しくは委託の報酬、引渡の期日その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。但し、武器製

事項を許可を受けないでしたと
き。

三、第二十二条第一項の条件に違
反したとき。

四、不正な手段により武器の製造
の事業の許可を受けたとき。

五、工場等の移転

六、武器製造事業者は、その工場
又は事業場を移転しようとするとき
は、通商産業大臣の許可を受けなければ
ならない。

七、武器製造事業者は、その工場
又は事業場を移転しようとするとき
は、通商産業大臣の許可を受けなければ
ならない。

八、武器を譲渡し、又は武器の製造
業者に對しその製造をする武

器の材料、部品若しくは附屬品たる
武器を譲渡し、又はその材料、部品若しく
は附屬品たる武器の製造を請け負ひ、若しく
はその委託する者は、あらかじめ、譲渡の
対価又は請負若しくは委託の報酬、引
渡の期日その他通商産業省令で定める
事項を通商産業大臣に届け出しな
ければならない。但し、武器製

造業者に對しその製造をする武

器の材料、部品若しくは附屬品たる
武器を譲渡し、又はその材料、部品若しく
は附屬品たる武器の製造を請け負ひ、若しく
はその委託する者は、あらかじめ、譲渡の
対価又は請負若しくは委託の報酬、引
渡の期日その他通商産業省令で定める
事項を通商産業大臣に届け出しな
ければならない。但し、武器製

造業者に對しその製造をする武

器の材料、部品若しくは附屬品たる
武器を譲渡し、又はその材料、部品若しく
は附屬品たる武器の製造を請け負ひ、若しく
はその委託する者は、あらかじめ、譲渡の
対価又は請負若しくは委託の報酬、引
渡の期日その他通商産業省令で定める
事項を通商産業大臣に届け出しな
ければならない。但し、武器製

造業者に對しその製造をする武

器の材料、部品若しくは附屬品たる
武器を譲渡し、又はその材料、部品若しく
は附屬品たる武器の製造を請け負ひ、若しく
はその委託する者は、あらかじめ、譲渡の
対価又は請負若しくは委託の報酬、引
渡の期日その他通商産業省令で定める
事項を通商産業大臣に届け出しな
ければならない。但し、武器製

造業者に對しその製造をする武

器の材料、部品若しくは附屬品たる
武器を譲渡し、又はその材料、部品若しく
は附屬品たる武器の製造を請け負ひ、若しく
はその委託する者は、あらかじめ、譲渡の
対価又は請負若しくは委託の報酬、引
渡の期日その他通商産業省令で定める
事項を通商産業大臣に届け出しな
ければならない。但し、武器製

造業者に對しその製造をする武

器の材料、部品若しくは附屬品たる
武器を譲渡し、又はその材料、部品若しく
は附屬品たる武器の製造を請け負ひ、若しく
はその委託する者は、あらかじめ、譲渡の
対価又は請負若しくは委託の報酬、引
渡の期日その他通商産業省令で定める
事項を通商産業大臣に届け出しな
ければならない。但し、武器製

造業者に對しその製造をする武

器の材料、部品若しくは附屬品たる
武器を譲渡し、又はその材料、部品若しく
は附屬品たる武器の製造を請け負ひ、若しく
はその委託する者は、あらかじめ、譲渡の
対価又は請負若しくは委託の報酬、引
渡の期日その他通商産業省令で定める
事項を通商産業大臣に届け出しな
ければならない。但し、武器製

造業者に對しその製造をする武

器の材料、部品若しくは附屬品たる
武器を譲渡し、又はその材料、部品若しく
は附屬品たる武器の製造を請け負ひ、若しく
はその委託する者は、あらかじめ、譲渡の
対価又は請負若しくは委託の報酬、引
渡の期日その他通商産業省令で定める
事項を通商産業大臣に届け出しな
ければならない。但し、武器製

造業者に對しその製造をする武

器の材料、部品若しくは附屬品たる
武器を譲渡し、又はその材料、部品若しく
は附屬品たる武器の製造を請け負ひ、若しく
はその委託する者は、あらかじめ、譲渡の
対価又は請負若しくは委託の報酬、引
渡の期日その他通商産業省令で定める
事項を通商産業大臣に届け出しな
ければならない。但し、武器製

造業者に對しその製造をする武

器の材料、部品若しくは附屬品たる
武器を譲渡し、又はその材料、部品若しく
は附屬品たる武器の製造を請け負ひ、若しく
はその委託する者は、あらかじめ、譲渡の
対価又は請負若しくは委託の報酬、引
渡の期日その他通商産業省令で定める
事項を通商産業大臣に届け出しな
ければならない。但し、武器製

ますると製造者の温立による出血受注の弊害を示す傾向となつたのであります。このよつた情勢に鑑みまして、武器製造事業について何らかの規正を加える必要があり、今回の法案が提案されるに至つた次第でございます。

以下本法律案の概要を申上げます。

第一に、この法律案は、公共の安全を確保するため武器及び爆弾等の製造販売その他の規正を行うだけでなく、武器製造事業について国民经济との均衡を失わしめず、この事業の温立による弊害を排除し、余り製造能力が過大とならないよう武器製造事業を許可制とし、その製造能力を必要限度にとどめることといたしたことであります。第二に、この法律の適用を受けるものは、武器については、銃砲、銃砲弾、爆発物等、公共の安全を確保すると共に、事業の調整を行ふ必要が特に大きいもの、その他攻守で定めるものに限定をいたし、又、鋼鉄、捕鷹鉄、鋸鉄、屠殺銃が本法律案の適用武器となつております。第三に、武器製造事業の許可制と並行して、武器の製造販売等を行ふものの契約内容を届出させ、契約が不当なものであるときには戒告をすることができるところといたし、不公平な競争が生ずるのを防ぐことといたしてあります。なお通商産業省に武器生産審議会を設置をいたし、通商産業大臣の諮詢に応じ、本法運営の公正妥当を期しております。

以上が本法律案の大要でございます。次に本法律案審議を通じての主なる質疑応答の内容を申上げます。

まず第一点は、憲法第九条の「その他の戦力」の保持と、この法律との関係如何との質問に対し、次のような答弁がございました。

まず第一点は、憲法第九条の「その他

のものは戦力の構成要素ではあるが戦力そのものではない。従つて本法は憲法第九条に違反するものではないとの答弁がございました。

質問の第二点は、武器製造に対する政府の基本的態度如何との質問に対し、現在の武器生産は、現有機械産業の余力を以て、その大部分は駐留軍からの受注によるドル獲得産業で、輸出産業に準ずる特需産業の性格を持つものであります。従つて、武器生産についても、特需としての取扱はしつつも、武器生産の特殊性より見て、日本經濟を擾乱するがことと作用ながらしむるよう、適当な生産分野の確立、生産施設の無駄排除、安値受注の解消等に努力していく旨の答弁がございました。

質問の第三点は、武器生産の現在までの実績及び将来の見通し如何との質問に対しまして、武器生産は昨年四月から本年六月末までに約七千万ドルの発注を見ている、その順位を種類別に見ると、迫撃砲弾、榴弾、ロケット弾、手榴弾、火砲の順になつておる。今後の見通しについては、駐留軍の発注如何が武器の生産を左右する現状においては、非常に困難ではあるが、大臣の諮詢に応じ、本法運営の公正妥當を期しております。

以上が本法律案の大要でございます。

次に本法律案審議を通じての主なる質

疑応答の内容を申上げます。

まず第一点は、憲法第九条の「その他

のものは戦力の構成要素ではあるが戦力そのものではない。従つて本法は憲法第九条に違反するものではないとの答弁がございました。

質問の第二点は、武器製造に対する政府の基本的態度如何との質問に対し、現在の武器生産は、現有機械産業の余力を以て、その大部分は駐留軍からの受注によるドル獲得産業で、輸出産業に準ずる特需産業の性格を持つものであります。従つて、武器生産についても、特需としての取扱はしつつも、武器生産の特殊性より見て、日本經濟を擾乱するがことと作用ながらしむるよう、適当な生産分野の確立、生産施設の無駄排除、安値受注の解消等に努力していく旨の答弁がございました。

質問の第三点は、武器生産の現在までの実績及び将来の見通し如何との質

問に対しまして、武器生産は昨年四月

から本年六月末までに約七千万ドルの発注を見ている、その順位を種類別に見ると、迫撃砲弾、榴弾、ロケット弾、手榴弾、火砲の順になつておる。今後の見通しについては、駐留軍の発注如何が武器の生産を左右する現状においては、非常に困難ではあるが、大臣の諮詢に応じ、本法運営の公正妥當を期しております。

以上が本法律案の大要でございます。

次に質問の第四点は、出血受注の抑

制の具体策如何との質問に対しまし

て、武器の種類ごとに需要に見合つた

がありました。

なされました。即ち憲法第九条にいう「戦力」とは、近代戦争遂行に役立つ程度の装備、編成を備え、人的、物的に組織化された総合力であつて、武器そのものではない。従つて本法は憲法第九条に違反するものではないとの

ものは戦力の構成要素ではあるが戦力そのものではない。従つて本法は憲法第九条に違反するものではないとの答弁がございました。

質問の第五点は、本法施行により中

小企業者及び下請業者を圧迫する虞

業者に戒告することにより、安値入札

の弊害は除去できるとの答弁でござい

ました。

質問の第五点は、本法施行により中

まするが、注意せねばならないことは、この特需といふものは動乱の結果生れた外貨払いの内需であります。世界経済の動きとは全く別個な動きを示しておるものであります。外貨払いの内需は、日本の国内物価水準は国際水準に比べまして割高になる原因をしておるのである。自立經濟の確立のための輸出増大とはならないで、逆に輸出縮小の方向へ進むざるを得ない現象を示しておるのである。それではいられないのである。恒久的な平和産業の発達を企図すべきである。変態的な特需景気は必ず裏が来るのであるといたことを忘れてはならない。武器製造より、先ず平和産業の振興と輸出入増大という、正常な而も恒久的な經濟に引戻さなければならぬと考えるものであります。本法案は直ちに M.S.A. の受諾へのレールであり、軌道であつて、日本をして、恰もモルヒネ患者がモルヒネなくしては生きていられないと同じ様に、武器生産といふ特需がなければ、即ち、特需、戦争といふものがなければ、経済均衡が保てないと、いう趣循環の中へ突き落し、再び戦争の渦中に追いやることとなるのであります。(拍手)いや、恥なしに、皆さんの息子、皆さんの夫、皆さんの孫たちが、又再び人間の屠殺場であるあの戦場へと追いやられることになるのであると私は考えるのである。

以上申上げました理由によつて、私はこの武器等製造法案に反対の意を表するものでございます。

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

○議長(河井彌八君) 先づ特定中小企業の安定に関する臨

時措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に木材防腐特別措置法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に武器等製造法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第十二、漁業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第十三、久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。水産委員長森崎隆君。

[審査報告書は都合により附録に掲載]

昭和二十八年七月二十九日 参議院会議録第二十八号 特定中小企業の安定に関する臨

右の本院提出案をここに送付する。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

漁業法の一部を改正する法律案

漁業法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のようにより改正する。

目次中「第五章 免許料及び許可料(第七十五条第一項)」を「第五章 免許料及び許可料(第七十五条第一項)」と改める。

第五章 削除

第十四条第六項第一号中「第七十

五条第三項に掲げる漁業と第二百二十

七条に規定する内水面における漁業

とを除いた漁業を「」を「第五十二

条第二項にいうトロール漁業、以西

機船底びき網漁業及び母船式漁業、

捕鯨業(母船式漁業を除く外、スク

リューを備える船舶によりりづつ

を使用して鯨をとる漁業を「」及

びかつお・まぐろ漁業(母船式漁業

を除く外、総トン数一百トン以上の

スクリーを備える船舶により釣又

はうきはえなわを使用してかつお、

まぐろ、かじき又はさめをとる漁業

をいう)並びに第二百一十七条に規定する内水面における漁業を除いた漁業を「」に改める。

第三十六条第三項を削り、第四

項を第三項とし、第五項中「前四項

を「前二項」に改め、同項を第四項と

する。

第百二十九条 削除

第百四十四条第一号中「第三十六

条第四項」を「第三十六条第三項」に改める。

第一 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の漁業の免許料及び許可料から適用する。

2 昭和二十七年度分までの漁業の免許料及び許可料については、な

お従前の例による。

2 農林大臣は、前項の規定により県知事の権限を行ふ場合には、その旨を告示しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔森崎隆君登壇、拍手〕

○森崎隆君 口今議題となりました漁業法の一部を改正する法律案につき、委員会におきまする審議の経過並びにその結果につき御報告申上げます。

先づ提案の理由を申上げます。我が國民主化の一環として昭和二十四年十二月十五日新しく制定された現行の漁業法によりなされた漁業制度改革は、昨年三月の新田漁業権

は、

昔によつて、制度的には「第一段階の

結末に到達し、今後は漁業権証券の資

効果を恒久化すべき段階に至つてゐる

のであります。然るに、この間、現行漁業

14 第十二項の規定による負担金は、国税滞納处分の例によつて徴収することができる。但し、先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案

久六島大臣は、久六島(北緯四十度三十一分、東經百三十九度三十分)周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

1 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

2 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

3 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

4 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

5 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

6 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

7 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

8 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

9 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

10 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

11 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

12 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

13 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

14 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

15 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

16 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

17 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

18 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

19 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

域における漁業につき、漁業調整

上特に必要があると認めるとき

は、当該海域内にある漁場を管轄

する県知事の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基く権

限の全部又は一部を行ふことがで

きる。

20 農林大臣は、前項の規定によ

る。周辺の農林大臣が指定する海

あるが、特に、免許料、許可料の制度については切なるものがあり、全国漁民大会を初め、各地において撤廃を要望する漁民大会が開かれておりましたし、現に国会に対しても全国八十三万余の漁民の署名による陳情書が提出されている実状にござります。漁業法の規定による免許料及び許可料の制度は、旧漁業権等の補償金約百八十億円に加うるに、五九年の利子約五十億円を以ていたしまして、総計二百三十一億円余を昭和二十七年度以降二十五カ年間に、免許料、許可料として、毎年漁民から徴集しようとするものでございまして、すでにその第一年である昭和二十七年度分六億円の徴集が現在行われる次第であります。この免許料、許可料徴集制度は、立法当初から幾多の問題を残しまして、他の産業にも類似を見ないものであり、徴集それ 자체に法的にも疑義があるばかりでなく、その上に旧漁業権に対する補償金に見合わせることについては、何らの合理性も見出しえないのでございます。漁業制度改革の実効を挙ぐべき現在の段階において、大いなる支障となつて進展に禍いし、制度改革による効果も所詮その実効を漁民生活の上にもたらす余裕なく、漁家経済は苦難の途を辿ることは明らかでございます。従つて、本制度を撤廃しまして、漁業制度改革をより一層効果あらしめ、漁家経済の安定を図りたいというのが提案の理由でございます。

の規定を削除して、内水面漁業の免許料及び許可料を廃止いたしております。その他それに伴う関連条文の整理を行なつております。
なお附則において、この法律は昭和二十八年度分の漁業の免許料及び許可料から適用いたし、昭和二十七年度分はなお従前の例による旨を規定しております。

制度が廃止されることによって如何に「なるか」との質疑に対しましては、政府当局から、「徵集事務に従事してゐる職員は本庁並びに地方を通じ国庫係員を担当職員が約二百人あるが、昭和二十七年度分の徵集事務もあり、又、調査研究、水産増殖等、水産政策の強化に是非必要な人員もあるので、昭和二十九年分の予算等において増員しなければならぬものもあり、配置転換その他によつて解決するよう努力をいたしました」との答弁があり、これに関連して松浦委員からは、「瀬戸内海の開発増殖は急を要するが、その開発計画を開拓して、その人員を強化することに尤當する考見はないか」との質疑があり、これに対し政府当局から「瀬戸内海の調査研究、浅海増殖等とも併せて研究したい旨の答弁がありました。その他、質疑応答の詳細につきましては記録によつて御覧願いたいと存じます。

かくて質疑を打切り、討論に入りましたところ、千田、松浦、菊田、秋山の各委員から、それなく免許料及び可料制度の撤廃は漁民多年の要望であり、それ自体としても不合理であり、漁家経済を圧迫して漁業制度改革の進展を阻害している点からも、これが早急撤廃は極めて意義深く、ただこれに代する地方税の問題及び職員の問題など憂慮されていましたが、それも政府当局の答弁により解消したので、本法案に賛成成らしめたとの趣旨の賛成意見が開陳されました。

討論を打切り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと承認いたしました次第であります。

次に、久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案について、水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

青森、秋田両県の沖合にあります久六島周辺の漁場につきましては、新漁業法により昭和二十六年その周辺に亘り同島地籍の所屬について、青森、秋田両県の間に紛争が生じたのであります。爾来、政府におきましては、両県間の斡旋に努めると共に、漁場利用関係の調整のため漁業権の特例を設けた後に同島の地籍を決定する方針の下に、両県関係者とたび々協議を重ねた結果、先般、両県沿岸漁民の漁業操業上に不安を与えないことを旨とし、両県とも漁業上の問題について完全に意見の一致を見たのであります。以上のようないままでの如緯に付して、漁業法の特例を設けようとするものであります。而して、漁業法によれば、漁業の免許及び許可は、漁場を管轄する都道府県知事がこれを行ふことになりますが、久六島周辺の漁場に關し、将来万一紛争が起り、その調整のために必要がある場合は、農林大臣がみずから同島の周辺の漁場を管轄する県知事の漁業法に基づく権限の全部又は一部を行なうことができるようになつました。又その場合に行なう場合には、その旨を告示すべき旨を規定したものであります。

委員会の審議に際しましては、質問もなく、討論に入りましても別に発言もなく、採決の結果、全会一致を以て

以上御報告を申上げます。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたります。両案全部を問題に供します。(一
案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て
決せられました。

四八

臨時に国が補助することを法制化し、義務教育の円滑な実施を確保しようとするのが本法案の趣旨であります。次に、この法案の内容について申上げますと、第一に、危険校舎改築の国庫補助の対象は、義務教育諸学校の校舎のうち、その構造上危険な状態にあるものであります。その校舎の危険度、その他、国が補助を行ひまする危険校舎の範囲決定について必要な事項は、政令で定めることになつております。第二は、国の補助率であります、が、予算の範囲内で三分の一以内とすることにいたしております。その他、補助の申請、補助金の交付の取消、停止及び指示監督等の規定を設けております。

次に、委員会の審議におきましての質疑応答によつて明らかになりました重要な諸点について申上げますと、第一に、危険校舎改築について政府は五年乃至七年の年次計画を立ててゐるということであります。第二に、本法案による臨時の措置の対象として、現在政府の考へている改築予定期数は、約百六十五万軒であるといふことであります。第三に、危険校舎の改築に当つても、防火地区以外におきましては、鉄筋鉄骨改築は現在補助の対象となつていらないことであります。その他質疑応答の詳細につきましては速記録に譲ることといたします。

かくて討論に入りましたて、須藤委員は、本法案の趣旨について反対するのではないか、改築についての年次計画が五年又は七年を要するところ、実施内容の不十分な点を指摘して、本法案に反対する旨発言がありました。次に荒木委員は、防火地区外にも鉄筋

造りの建物ができるよう國庫の補助を要望して賛成せられ高橋委員よりは、本法案によつて一応危険校舎の改革に対する基礎が確立せられたが、更に本法案を一層強化することを期待する旨の賛成意見が述べられ、なお相馬委員よりして賛成の意思を表明せられました。かくて採決に入り、本法案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお、次のような附帯決議を行ひ動議が提出せられまして、委員会は多数を以てこれを可決いたしました。附帯決議の内容は次の通りであります。

　本委員会は、危険校舎改築促進臨時措置法案について、次の附帯決議を附して賛成する。

　一、第一条第二項の政令を定めるに当つては、校舎の建築後の経過年数にかかることなく、実態に基く危険校舎の総坪数を基礎とするよう措置すること。

　二、危険校舎改築費国庫補助金の予算については、防火地区外にても鉄筋造(鉄骨造を含む)が建築できるよう措置すること。

　三、危険校舎改築については、その緊急性に鑑み、合理的な年次計画をたてて、速かに完了するよう予算措置すること。

　四、高等学校の危険校舎についても、その実情に鑑み、改築に必要な経費について国庫補助の方途を講ずること。

以上を以て御報告を終ります。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたし

○議長(河井彌八君) 次に危険校舎改築促進臨時指置法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第十六、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、日程第十七、富裕税法を廃止する法律案、日程第十八、有価証券取引税法案、

日程第十九、閉鎖機関令の一部を改正する法律案、

日程第二十、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案、

日程第二十一、日本専売公社法の一部を改正する法律案、

日程第二十二、国際復興開発銀行からのお資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案、(いずれも内閣提出衆議院送付)

以上七案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。大蔵委員長大矢半次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

砂糖消費税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國会法第八十三条により送付する。
昭和二十八年七月二十五日
衆議院議長 河井長八殿
参議院議長 池田一郎
第三条 消費税ノ税率左ノ如シ
第一 砂糖
第一種 分蜜セザル砂糖
甲類 摶入黒糖及摶入白下糖
百斤ニ付 四百円
乙類 甲類ノ砂糖以外ノ砂糖
ニシテ其ノ蔗糖度八十
度ヲ超エザルモノ但シ
第二種又ハ第三種ノ砂
糖ニ加工シテ製造シタ
ルモノヲ除ク
百斤ニ付 八百円
丙類 其ノ他ノモノ
百斤ニ付 千七百円
第二種 第一種及第三種ノ砂糖
以外ノ砂糖
百斤ニ付 一千三百五十円
第三種 水砂糖、角砂糖、棒砂
糖及此等ニ類スルモノ
百斤ニ付 三千円
但シ消費税ヲ課セラ
レタル第二種ノ砂糖
ヲ以テ製造シタル砂

第一種 水砂糖ヲ製造スルトキ ニ生ズル糖蜜	五百斤ニ付 九百五十四 百斤ニ付 其ノ他ノモノ	第一種 蕉糖度十五度ヲ超エザ 五百斤ニ付 千八百円 百斤ニ付 四百円	第一種 蕉糖度十五度ヲ超エザ 五百斤ニ付 八百円 百斤ニ付 其ノ他ノモノ	第一種 蕉糖度八十六度ヲ超ニル砂糖ニ在 リテハ分蜜シタルト否トニ拘ラズ 之ヲ第二種ノ砂糖トス但シ第三種 ノ砂糖ヲ除ク	第一種ノ砂糖ヘ甘蔗、蘆粟又 ハ玉蜀黍ノ搾汁ヲ煮沸濃縮シタル モノヲ擣ニ収容シテ冷却シ其ノ儘 製造場又ハ保税地帯ヨリ引取ラル ルモノニ限ルモノトス	第一種ノ四を削り、第四条ノ五を 第六条ノ四とする。 第十一條第一項第三号中「育児食」 の下に「(乳児)ノ食用ニ供セラルル物 品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂 フ以下同ジ」】を加える。
第一種 水砂糖ヲ製造スルトキ ニ生ズル糖蜜	五百斤ニ付 九百五十四 百斤ニ付 其ノ他ノモノ	第一種 蕉糖度十五度ヲ超エザ 五百斤ニ付 千八百円 百斤ニ付 四百円	第一種 蕉糖度十五度ヲ超エザ 五百斤ニ付 八百円 百斤ニ付 其ノ他ノモノ	第一種 蕉糖度八十六度ヲ超ニル砂糖ニ在 リテハ分蜜シタルト否トニ拘ラズ 之ヲ第二種ノ砂糖トス但シ第三種 ノ砂糖ヲ除ク	第一種ノ砂糖ヘ甘蔗、蘆粟又 ハ玉蜀黍ノ搾汁ヲ煮沸濃縮シタル モノヲ擣ニ収容シテ冷却シ其ノ儘 製造場又ハ保税地帯ヨリ引取ラル ルモノニ限ルモノトス	第一種ノ四を削り、第四条ノ五を 第六条ノ四とする。 第十一條第一項第三号中「育児食」 の下に「(乳児)ノ食用ニ供セラルル物 品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂 フ以下同ジ」】を加える。
第一種 水砂糖ヲ製造スルトキ ニ生ズル糖蜜	五百斤ニ付 九百五十四 百斤ニ付 其ノ他ノモノ	第一種 蕉糖度十五度ヲ超エザ 五百斤ニ付 千八百円 百斤ニ付 四百円	第一種 蕉糖度十五度ヲ超エザ 五百斤ニ付 八百円 百斤ニ付 其ノ他ノモノ	第一種 蕉糖度八十六度ヲ超ニル砂糖ニ在 リテハ分蜜シタルト否トニ拘ラズ 之ヲ第二種ノ砂糖トス但シ第三種 ノ砂糖ヲ除ク	第一種ノ砂糖ヘ甘蔗、蘆粟又 ハ玉蜀黍ノ搾汁ヲ煮沸濃縮シタル モノヲ擣ニ収容シテ冷却シ其ノ儘 製造場又ハ保税地帯ヨリ引取ラル ルモノニ限ルモノトス	第一種ノ四を削り、第四条ノ五を 第六条ノ四とする。 第十一條第一項第三号中「育児食」 の下に「(乳児)ノ食用ニ供セラルル物 品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂 フ以下同ジ」】を加える。
第一種 水砂糖ヲ製造スルトキ ニ生ズル糖蜜	五百斤ニ付 九百五十四 百斤ニ付 其ノ他ノモノ	第一種 蕉糖度十五度ヲ超エザ 五百斤ニ付 千八百円 百斤ニ付 四百円	第一種 蕉糖度十五度ヲ超エザ 五百斤ニ付 八百円 百斤ニ付 其ノ他ノモノ	第一種 蕉糖度八十六度ヲ超ニル砂糖ニ在 リテハ分蜜シタルト否トニ拘ラズ 之ヲ第二種ノ砂糖トス但シ第三種 ノ砂糖ヲ除ク	第一種ノ砂糖ヘ甘蔗、蘆粟又 ハ玉蜀黍ノ搾汁ヲ煮沸濃縮シタル モノヲ擣ニ収容シテ冷却シ其ノ儘 製造場又ハ保税地帯ヨリ引取ラル ルモノニ限ルモノトス	第一種ノ四を削り、第四条ノ五を 第六条ノ四とする。 第十一條第一項第三号中「育児食」 の下に「(乳児)ノ食用ニ供セラルル物 品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂 フ以下同ジ」】を加える。

Digitized by srujanika@gmail.com

「上昇スルトキ」を「之ヲ種別又ハ類別ノ異ナル砂糖トシタルトキ」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 消費税ヲ課セラレタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ種別、類別及数量ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受タルトキハ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場ヨリ引取ルモ更ニ消費税ヲ徵收セズ

命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ消費税ヲ課セラレタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ付テハ之ヲ製造場ヨリ引取ルモ消費税ヲ徵收セズ

第十二条ノ三中「又ハ育児食ノ製造者」の下に「並ニ菓子、糖菓其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ外国ニ輸出シタル者」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十二条ノ四 消費税ヲ徵收スル場合ニ於テ納稅義務者ガ國稅徵收法

第六条ノ規定ニ依ル指定納期日（第四条但書前段）ノ規定ニ依リ徵收ヲ猶予セラレタル場合ニ於テハ其ノ猶予セラレタル納期日）迄ニ

消費税額ヲ完納セザルトキハ其ノ未納ニ係る消費税額ニ對シ当該納期日（第十三条第一項第三号又ハ第四号ノ規定ニ該當シ同条第三項ノ規定ニ依リ消費税ヲ徵收スル場合ニ於テハ第四条本文ニ規定スル納期日）ノ翌日ヨリ当該消費税額ヲ納付スル日迄ノ日数ニ応ジ百円ニ付一日四銭ノ割合ヲ乗ジテ計

算シタル金額ニ相當スル利子税額ヲ消費税額ニ併セ徵收ス

前項ノ場合ニ於テ納稅義務者ガ其ノ未納ニ係ル消費税額ノ一部ヲ納付シタルトキハ其ノ納付ノ日ノ翌日以降ノ期間ニ係ル利子税額計算ノ基礎トナル消費税額ハ同項ノ未納ニ係ル消費税額ヨリ其ノ一部納付ニ係ル消費税額ヲ控除シタル税額ニ依ル利子税額計算ノ基礎トナル消費税額ガ千円未満ナルトキハ第一項ノ規定ヲ適用セズ当該税額ニ千円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ計算ス

利子税額ガ三百円未満ナルトキハ之ヲ徵收セズ

第一項ノ規定ニ依リ利子税額ヲ併セ徵收スベキ場合ニ於テ当該納稅義務者ガ納付シタル消費税額ガ同

額ニ充當シタルモノトス但シ國稅徵收法第二十八条ノ適用ヲ妨げズ

利子税額ガ三百円未満ナルトキハ之ヲ徵收セズ

ける消費税の徵収又は免除については、なお従前の例による。

旧法第三条の税率により消費税を課せられた改正後の砂糖消費税法（以下「新法」という。）第三条第

一号第二種の砂糖をもつて製造した同号第三種の砂糖で、この法律施行後製造場から引き取られるものについては、新法第三条の規定にかかるわらず、その税率は、氷砂糖については百斤につき七百五十円、その他のものについては百斤につき千五十円とする。

旧法第三条の税率により消費税を課せられた砂糖、糖蜜、又は糖水で、製造場にもどし入れられ、又は移入されたものをこの法律施行後その製造場から引き取る場合に

おいては、新法第十二条第一項の規定にかかるわらず、消費税を課する。

この場合においては、新法第三条の税率により算出した金額と旧法第三条の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

この法律の際、製造場（消費税を課せられた砂糖、糖蜜、又は糖水）は糖水を移入して、砂糖、糖蜜、又は糖水を製造する場所を除く。又

は保税地域以外の場所で同一人が各種類を通じて合計二千五百斤以上の砂糖（新法第三条第一号第一種甲類の砂糖及びさとうきび、ろぞく又はとうもろこしのさく汁を煮沸濃縮したもの）をかん、箱その他これらに類する容器に収容して冷却したままのものであると政府が認めたものについても、また同様とする。

この法律の際、製造場内にある新法第三条第一号第一種の砂糖で、さとうきび、ろぞく又はとうもろこしのさく汁を煮沸濃縮したものをかん、箱その他これらに類する容器に収容して冷却したままのものであることをより当該砂糖についての法律施行後一月以内に貯蔵場所の所轄税務署に申告しなければならない。

この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税」の下に「砂糖消費税」を加える。

第二十六条の前に次の二条を加える。

第二十五条の三 さとうきび、ろぞく又はとうもろこしのさく汁を煮沸濃縮した砂糖消費税法第三条第一号第一種の砂糖で、政府の承認を受け、かん、箱その他これらに類する容器に収容して冷却し、そのまま製造場から引き取るものについては、同法第三条ノ二第三項の規定にかかるわらず、これを同法第三条第一号第一種甲類の砂糖とみなす。

第三条ノ二第三項の規定にかかるわらず、これを同法第三条第一号第一種甲類の砂糖がさとうきび、ろぞく又はとうもろこしのさく汁を煮沸濃縮したものとみなす。

第三条ノ二第三項の規定にかかるわらず、当該砂糖がさとうきび、ろぞく又はとうもろこしのさく汁を煮沸濃縮したものとみなす。

(納稅義務者)
第五条 この法律の施行地において有価証券の譲渡をした者は、有価証券取引税を納める義務がある。

(非課稅團体)
第六条 有価証券取引税は、国及び地方公共団体には、課さない。

(非課稅有価証券)
第七条 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち、一年以内の償還期限をもつて発行する国債証券、国民貯蓄債券その他の政令で定めるものについては、有価証券取引税を課さない。

(有価証券の非課稅の譲渡)
第八条 左に掲げる有価証券の譲渡には、有価証券取引税を課さない。

一 有価証券の信託の場合における譲渡
二 有価証券の信託の終了の場合における譲渡
三 第二条第一項第七号に掲げる受益証券に係る信託の受託者への譲渡
五 有価証券を目的物とする消費貸借及びその終了の場合における当該有価証券の譲渡
七 国債、地方債又は社債の発行に際し、その総額を契約により

引き受けた者は、募集の委託を受け自らその一部を引き受けた者が、当該引受けに係る有価証券の発行の日から一年内に当該の発行の日から一年内に当該の

受け自らその一部を引き受けた者が、当該引受けに係る有価証券の発行の日から一年内に当該の

翌月末日までに、政令で定めるところにより、その譲渡の日の属する月中に納稅義務の生じた有価証券取引税額その他の事項を記載した納付高申告書を政府に提出し、あわせて当該納付高申告書に記載された金額の有価証券取引税額を現金をもつて、政府に納付しなければならない。

(印紙による納付)
第九条 有価証券取引税の課稅標準は、売買による譲渡については売買額とし、その他の譲渡については譲渡の時における譲渡額とし、前項の売買額及び譲渡の時ににおける譲渡額を譲渡額と総称する。

(税率)
第十条 有価証券取引税は、左の税率により、課する。

第一種 証券業者を譲渡者とする売買による譲渡

2 前項の場合において、第十条の規定により計算された有価証券取引税額が十円未満であるときは、これを納付することを要しない。

3 当該税額に十円未満の端数があるときにおける当該端数金額についても、同様とする。

4 前項の規定の適用を受ける有価証券取引税額が十円未満であるときは、これを納付することを要しない。

5 第二種 第一種以外の譲渡

甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡

6 六号までの譲渡の譲渡価額の万分の六

乙 その他の有価証券の譲渡

7 譲渡価額の万分の三

丙 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡

8 前項に規定する証券業者に營業所が二以上あるときは、これら

の項の規定による納付高申告書及び徴収高計算書の提出並びに有価証券取引税の納付は、各營業所ごとに区分せねばならない。

9 証券業者が前三項の規定により有価証券取引税を納付する場合においては、その月中の有価証券の譲渡を同一の税率が適用されるものごとに区分し、その区分ごとに算出したその月中の有価証券の譲渡額の合計額を課稅標準として、これにそれぞれの税率を適用して

しなかつたときは、同項の規定にかかるわらず、現金をもつて、これを当該者から徴収する。

(利子税額)
第十四条 第一条第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額を納付しなかつた場合においては、当該証券業者は、その未納に係る税額に対し、これらの項に規定する納付の翌日から納付の日までの期間に応じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を

3 前二項の場合において、証券業者がその未納に係る有価証券取引税額を納付したときは、その納付の日より以後の期間に係る利子税額に相当する印紙をはり、且つ、当該取引書の紙面と印紙の影紋とにかけ、自己の印章又は署名をもつて、判明に印紙を消さなければならない。

4 前項の規定の適用を受ける有価証券取引税額の納付は、各營業所ごとに区分せねばならない。

5 前項の規定により有価証券取引税額が十円未満である場合は、第一項の規定を適用せよ。

6 利子税額計算の基礎となる有価証券取引税額は、同項の未納に係る有価証券取引税額からその一部納付に係る有価証券取引税額を控除した額による。

7 利子税額計算の基礎となる有価証券取引税額が十円未満である場合は、第一項の規定を適用せず、当該有価証券取引税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

8 利子税額が三百円未満である場合には、これを納付することを要しない。

9 第二項の規定により利子税額を

2 前項第一項の規定により有価証券取引税を納付しなければならない者が、同項の規定による納付を

3 前項第一項の規定により利子税額を

4 前項第一項の規定により利子税額を

5 前項第一項の規定により利子税額を

あわせて納付すべき場合において、証券業者が納付した有価証券取引税額が第十二条第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額に達するまでは、その納付した税額は、当該有価証券取引税額に充てられたものとする。但し、国税徵收法第二十八条规定の適用を妨げない。

第十五条 第十三条第二項の規定により有価証券取引税額を徵收する場合において、納稅義務者が国税徵收法第六条の規定による指定納期日までに当該税額を完納しなかつたときは、その未納に係る有価証券取引税額に対し、当該納期日の翌日から納付の日までの期間に応じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を有価証券取引税額にあわせて徵收する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。
(軽加算税額)

第十六条 第十一条第一項の規定により提出すべき納付申告書をそ

の提出期限までに提出した場合に

おいて、当該申告書に記載された有

価証券取引税額が納付すべき有

価証券取引税額に満たなかつたと

きは、過少の有価証券取引税額を記

載した当該申告書を提出したこと

について相当な事由がないと認め

るべきは、政府は、当該納稅義務

者が納付すべき有価証券取引税額

のうち、当該申告書に記載されなかつた部分の税額に対し百分の五

の割合を乗じて計算した金額に相

当する軽加算税額を徵收する。

2 第十一条第一項の規定により提

出すべき納付申告書をその提出

期限までに提出しなかつた場合に

おいて、当該申告書を提出しなか

つたことについて相当な理由がな

いと認めるときは、政府は、その

納付すべき有価証券取引税額に対

し百分の五の割合を乗じて計算し

た金額に相当する軽加算税額を徵

收する。

3 第十一条第二項の規定により納

付すべき有価証券取引税額を完納

しなかつた場合において、その完納

しなかつたことについて相当な事

由がないと認めるときは、政府

は、その未納に係る有価証券取引

税額に対し、同項に規定する納期

の翌日から納付の日までの期間

に応じ、その期間が一箇月以内の

ときは百分の十の割合、一箇月を

こえ二箇月以内のときは百分の十

五の割合、二箇月をこえ三箇月以

内のときは百分の二十の割合、三

箇月をこえるときは百分の二十五

の割合を乗じて計算した金額に相

当する軽加算税額を徵收する。

4 第十二条第一項の規定により納

付すべき有価証券取引税額を完納

しなかつたことについて相当な

事由がないと認めるときは、政府

は、その未納に係る有価証券取引

税額に対し百分の五の割合を乗じ

て計算した金額に相当する軽加算

税額を徵收する。

5 政府は、前四項の規定により徵

收する税額を決定したときは、こ

れを第十二条第一項若しくは第二

項又は第十二条第一項の規定によ

り有価証券取引税を納付する義務

がある者に通知する。

2 第十二条第一項の規定により提

出すべき納付申告書をその提出

期限までに提出しなかつた場合に

おいて、当該申告書を提出しなか

つたことについて相当な理由がな

いと認めるときは、政府は、その

納付すべき有価証券取引税額に対

し百分の五の割合を乗じて計算し

た金額に相当する軽加算税額を徵

收する。

3 第十二条第三項及び第四項の規

定は、第一項に規定する重加算税

額について準用する。

6 第十四条第三項及び第四項の規

定は、第一項から第四項までの規

定による軽加算税額について準用

する。

(重加算税額)

第十七条 前条第一項から第四項ま

での規定の一に該当する場合にお

いて、第十二条第一項若しくは第

二項又は第十二条第一項の規定に

より有価証券取引税を納付する義

務がある者が、事業の全部又は一

部を隠ぺいし、又は仮装し、その

隠ぺいし、又は仮装したところに

基いて、過少の有価証券取引税額

を記載した納付申告書を提出し、

若しくは納付申告書を提出期限

までに提出せず、又は納付すべき

有価証券取引税額を完納しなかつ

たときは、政府は、前条第一項か

ら第四項までの規定による軽加算

税額の外、その軽加算税額計算

の基礎となる有価証券取引税額

(当該有価証券取引税額の一部が、

有価証券取引税額計算の基礎とな

るべき事実で隠ぺい又は仮装され

ていないものに基くことが明らか

であるときは、当該隠ぺい又は仮

装されていない事実に基く税額と

して計算した金額を控除した税

額)に対し百分の五十の割合を乗じ

て計算した金額に相当する重加算

税額を徵收する。

2 政府は、前項の規定により徵

收する重加算税額を決定したとき

は、これを第十二条第一項若しく

は第二項又は第十二条第一項の規

定により有価証券取引税を納付す

る義務がある者に通知する。

3 第十二条第三項及び第四項の規

定は、第一項に規定する重加算税

額について準用する。

(報告義務)

第十八条 証券業者は、その月中に

第十二条第一項の規定による納付

義務及び同条第二項の規定による

徵收義務の生じた有価証券取引税

額がない場合には、政令で定める

ところにより、その旨を翌月末日

までに、営業所ごとに、その所在

地の所轄税務署長に報告しなけれ

ばならない。

(証券業の開設等の申告義務)

第十九条 証券業を開始し、若しく

は廃止しようとする者、証券業者

- 三 第十二条第三項の規定に違反した者
- 2 前項の犯罪により納付を免かれた有価証券取引税額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ、当該有価証券取引税額の十倍以下とすることができる。
- 第二十四条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は料金に処する。
- 一 第十一条第一項の規定による納付高申告書をその提出期限内に提出しなかつた者
- 二 第十八条の規定による報告を怠せば、又は偽りの報告をした者
- 三 第二十条の規定による帳簿を偽り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
- 四 第二十二条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、又は偽りの陳述をした者
- 五 第二十二条第一項の規定による有価証券の譲渡に関する帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 六 第二十五条 有価証券取引税に関する調査に関する事務に従事している者が又は從事していた者が、その事務に關して知り得た秘密を漏らし、又は借用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
- 第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十三条の規定又は第二十四条の違反行為をした

- ときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。
- 第二十七条 第二十三条第一項の罪を犯した者は、刑法第四十八条の規定は、適用しない。但し、懲役刑に處する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。
- 附 則
- 1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
- 2 この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附屬の島（政令で定める地域を除く。）に施行する。
- 3 この法律施行の日から昭和二十九年七月三十一日までの間に行われる第二条第一項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる有価証券の譲渡については、この法律は、適用しない。
- 4 証券投資信託法第十六条第一項に規定する信託財産に属する株券の譲渡で、この法律施行の日から昭和三十年七月三十一日までの間に行われるものに對して適用される税率は、第十条の規定にかかるらず、譲渡価額の万分の六とする。
- 5 この法律施行の際現に証券業者である者は、政令で定めるところにより、この法律施行後一月以内に、營業所ごとに、その所在地の所轄税務署長に証券業者である旨を申告しなければならない。但し、その者が当該期間内に証券業者でなくなつた場合においては、この限りでない。

- 6 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のようにより改正する。
- 第十一条第一項但書中「国税徵収法第九条第三項」を「有価証券取引税法第十六条第一項乃至第四項又は第十七条第一項の規定により徵収する軽加算税額又は重加算税額、國稅徵收法第九条第三項」に改めることとする。
- 7 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のようにより改正する。
- 第九条第二項後段中「国税徵収法第九条第三項」を「有価証券取引税法第十六条第一項乃至第四項若しくは第十七条第一項、國稅徵収法第九条第三項」に、「若しくは通行税」を「通行税若しくは有価証券取引税」に改める。
- 8 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のようにより改正する。
- 第十四条第二項中「再評価税」の下に、「有価証券取引税」を加える。
- 9 災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のようにより改正する。
- 第八条及び第九条中「酒税」を「有価証券取引税、酒税」に改める。
- 10 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のようにより改正する。
- 第百十九条中「通行税」の下に「有価証券取引税」を加える。
- 〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

の法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 第二十三条第一項の罪を犯した者は、刑法第四十八条の規定は、適用しない。但し、懲役刑に處する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

6 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のようにより改正する。

第十一条第一項但書中「国税徵収法第九条第三項」を「有価証券取引税法第十六条第一項乃至第四項又は第十七条第一項の規定により徵収する軽加算税額又は重加算税額、國稅徵收法第九条第三項」に改めることとする。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十五日
衆議院議長 堤 康次郎

7 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のようにより改正する。

第十一条第一項但書中「国税徵収法第九条第三項」を「有価証券取引税法第十六条第一項乃至第四項又は第十七条第一項の規定により徵収する軽加算税額又は重加算税額、國稅徵收法第九条第三項」に改めることとする。

8 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のようにより改正する。

第九条第二項後段中「国税徵収法第九条第三項」を「有価証券取引税法第十六条第一項乃至第四項若しくは第十七条第一項、國稅徵収法第九条第三項」に、「若しくは通行税」を「通行税若しくは有価証券取引税」に改める。

9 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のようにより改正する。

第十四条第二項中「再評価税」の下に、「有価証券取引税」を加える。

10 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のようにより改正する。

第百十九条中「通行税」の下に「有価証券取引税」を加える。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十五日
衆議院議長 堤 康次郎

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

（小字及び一は委員会修正）

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のようにより改正する。

第十九条第二項中「在外活動閉鎖機関のうち」に、「大藏大臣の承認を得て、当該在外債務の総額を確實に弁済するに足りる金額に達するまでの財産」を「当該在外債務の総額が当該閉鎖機関の財産（債務を除く。）のうち本邦内に在る財産以外のもの（以下在外資産と呼ぶ。）の総額」に改め、同条第二項中「特殊清算人」は、「の下に命令の定めるところにより、」を加える。

第十九条の三第一項及び第六項中「並びに在外活動閉鎖機関及び第十九条第二項又は第三項」を「及び第十九条第一項又は第十九条の三第一項」に改め、同条第二項中「特殊清算人」は、「の下に命令の定めるところにより、」を加える。

第十九条の五第一項中「その他のこれらに準ずるものは、」の下に「第十九条の五第一項に規定する場合を除き、」を加える。

第十九条の六中「大藏大臣」を「特種清算が結了した場合においては、第十九条の五第一項に規定する場合を除き、」を加える。

第十九条の六中「新会社」に、「第十九条の四」を「第十九条の二十二」に改める。

大藏大臣（閉鎖機関の新会社が成立した場合には、新会社）に、「第十九条の四」を「第十九条の二十二」に改める。

第十九条の七第一項中「明治三十一年法律第四十八号」及び「明治三十一年法律第十四号」を削る。

は、同項を前項に、「大藏大臣の承認を得て、当該在外債務の総額が当該閉鎖機関の財産（債務を除く。）を大藏大臣の承認を得た後でなければ」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同条第五項及び第六項を次のようにより改め、同条第一項を削る。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十五日
衆議院議長 堤 康次郎

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

（小字及び一は委員会修正）

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のようにより改正する。

第十九条第二項中「在外活動閉鎖機関のうち」に、「大藏大臣の承認を得て、当該在外債務の総額を確實に弁済するに足りる金額に達するまでの財産」を「当該在外債務の総額が当該閉鎖機関の財産（債務を除く。）のうち本邦内に在る財産以外のもの（以下在外資産と呼ぶ。）の総額」に改め、同条第二項中「特殊清算人」は、「の下に命令の定めるところにより、」を加える。

第十九条の三第一項及び第六項中「並びに在外活動閉鎖機関及び第十九条第二項又は第三項」を「及び第十九条第一項又は第十九条の三第一項」に改め、同条第二項中「特殊清算人」は、「の下に命令の定めるところにより、」を加える。

第十九条の五第一項中「その他のこれらに準ずるものは、」の下に「第十九条の五第一項に規定する場合を除き、」を加える。

第十九条の六中「大藏大臣」を「特種清算が結了した場合においては、第十九条の五第一項に規定する場合を除き、」を加える。

第十九条の六中「新会社」に、「第十九条の四」を「第十九条の二十二」に改める。

大藏大臣（閉鎖機関の新会社が成立した場合には、新会社）に、「第十九条の四」を「第十九条の二十二」に改める。

第十九条の七第一項中「明治三十一年法律第四十八号」及び「明治三十一年法律第十四号」を削る。

第十九条の三 株式会社（これと同種の外國会社を含む。）である閉鎖機関については、その発行済株式の総数の十分の一以上に当る株式を有する株主は、当該機関の株主に対し新たに払込又は出資をさせないで株式を引き受けさせることにより当該機関の本邦内に在る財産（第十九条第一項に規定する閉鎖機関についても、在外債務の総額が在外資産の総額をこえる場合にはその超過額（当該閉鎖機関につき同項に規定した額）、その他の場合において当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額を加算した額）、その他の場合において当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額にそれぞれ相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を留保した後の財産に限る。）をもつて株式会社を設立すべきことを特殊清算人に對して申し立てることができる。

旨を報告するとともに、新会社の設立手続の開始の承認を求めなければならない。

九 新会社の設立の際に閉鎖機関から新会社に移転すべき財産及びその価格

一覽表をその主たる事務所に備え置き、株主の閲覧に供しなければならない。

二 計画が法律の規定に違反して
いないこと。
二、計画が公正、公平であり、且
つ、遂行可能であること。
大蔵大臣は、前項の規定により
計画案の認可をする場合におい

れて認可することができる。

の規定による認可を申請したときは、逕常なく、閉鎖機関に対して債権（本邦内に在る財産に限る。）を有する者（以下国内債権者といふ。）に対し、当該申証に係る計算書及び新会社の設立により当該債権が当該新会社に移転することについて異議があるときは一月以内に事由を具して大蔵大臣に申し出るべき旨を公告し、且つ、知れてゐる国内債権者には、当該期間内に各別にその旨を催告しなければならない。

国内債権者は、前項の期間が経過した後は、同項の異議を申し出

第一山の豆腐豆腐の味などは
ることができるな。

**第十九条の五第五項の規定は
第一項の規定による公告をする場**

合に、これを準用する。この場合において、第十九条の五第五項中

「株主」であるのは「国内債権者」であ

読み替えるものとする。

条の六の規定による認可の申請があつた場合において、その申請に係

る計画案が左に掲げる要件を備え

て、いふと認めるときは、前条第一項の期間の経過後、当該計画案を

認可するものとする。

卷之三

十九条の入の規定による計画案の
認可があつたときは、遅滞なく、

卷之三

募集設立に関する商法（明治三十一年法律第四十八号）の規定に準じ決定計画の定に従つて新会社を設立しなければならない。この場合において、発起人の職務は、特殊清算人が行う。
前項の場合においては、検査役を選任することを要しない。
第十九条の十三 新会社の設立の登記の申請書には、非訟事件手続法（明治三十一年法律第四十四号）第百八十七条第二項の規定にかかるわらず、同項第一号及び第七号から第十九号までに掲げる書類の外、第十九条の八の規定による認可を記する書面を添附しなければならない。
第十九条の十四 新会社が成立した場合には、他の法令の規定にかかわらず、その成立のときにおいて、決定計画の定に従い、閉鎖機関の権利義務は、新会社に移転し、閉鎖機関の株主は、新会社の株主となる。
閉鎖機関の株式を目的とする質権は、閉鎖機関の株主が、決定計画の定に従い受けるべき金銭及び新会社の株式の上に存在する。
閉鎖機関が、前項の質権を有する者の請求により、その氏名及び住所を当該閉鎖機関の株主名簿に記載し、且つ、その氏名を株券に記載してあるときは、当該質権を有する者は、新会社に対し、前項の株主の受けるべき新会社の株式の引渡しを請求することができる。

第十九条の十五 閉鎖機関の特殊清算人
算事務は、新会社成立の日において終るものとする。

第十九条の十六 特殊清算人は、新会社が設立したときは、連席なく、大蔵大臣にその旨を報告しなければならない。

第十九条の十七 第十九条の八の規定による計画案の認可があつた後、決定計画の遂行の見込がないことが明らかになつたときは、太蔵大臣は、特殊清算人若しくは利害關係人の申立により又は職權で、新会社の設立の手続の廃止を命ずることができる。

第十九条の十八 特殊清算人は、第十九条の八の規定による計画案の認可がなかつたとき又は前条の規定による新会社の設立の手続の廃止の命令があつたときは、その旨を公告し、第十九条の四第二項の規定により停止している閉鎖機関の債務の弁済を施行しなければならない。

第十九条の十九 新会社の設立に関する規定によれば、決定計画に定められた設立費用の額を限度として、新会社が成立したときは、その新会社の負担とし、新会社が成立しなかつたときは、当該閉鎖機関の負担とする。

第十九条の二十 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十三条、第十一条及び第十四条の規定は、昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第五

百三十八号)第一条第八号の規定に
かかわらず、決定計画の定に従い新
会社の株式を取得した者が、その
取得の日から一月をこえてこれを所
有する場合に適用する。但し、当
該株式を取得した者が、公正取引
委員会規則の定めるところによ
り、あらかじめその期間の延長に
ついて公正取引委員会の認可を要
けた場合は、この限りでない。この
場合における公正取引委員会の
認可是、その者が当該株式をすみ
やかに処分することを条件としな
ければならない。

第二十一条の前に次の二条を加える。
第十九条の二十六 開墾権は開墾権に対
して債務を有する者で命令で命ぜるものば
く、金鑑権開拓する者(昭和二十一年法律第三四三
号)第37条ならるの規定にかかるから
す、命令の定めることにより、同法第三十七
条の二の規定により金鑑権開拓から開墾勘定費の
利益金の分配を受ける権利(以下開墾勘定費
益金といつて開墳権)を認定することができる。
第十九条の二十七 開墾権開拓が、開墾勘定費
益金及び大蔵大臣の指定する債権並びに信託契約
開拓充てべきとの他の資産以外の資産をも
有しない場合において、命令の定めること
により、その有する開墾勘定費益権及び当該
大蔵大臣の指定する債権のすべてを信託化
たときは、当該開拓は、その債権者に対する
債務及び残余財産を分配すべき義務を免れ
るものとする。

第二十条第一項中「前項」を「第一
項」に改め、同条第一項の次に次の
一項を加える。

第十九条第一項に規定する開墾
権については、特殊清算の目的的
である債務(社債に係る債務を除
く)を弁済し、及び当該債務のう
ち異議のある債務、条件付の債務
その他不確定の債務について、大
蔵大臣の定めるその弁済に必要な

財産を別除した後において、在債務の總額が在外資産の總額を定める金額があるときは、その金額を加算した額に相当する本邦内在る財産（債務を除く。）を、その他の場合において当該閉鎖機関つき同項に規定する政令で定め金額があるときは、その金額相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、大蔵大臣の承認をして、それぞれ留保した後でなければ、前項の規定による指定の解をすることができない。

第二十条の二第一項中「清算状報告書」の下に「及び前条第二項規定により財産を留保した機関についてはその附屬書」を加え、同条二項中「第十九条の三」を「第十九条の二十一」に改める。

第二十条の四第一項中「本邦内本店又は主たる事務所を有する閉鎖機関」を「外國法人でない閉鎖機関に改め、「有限会社である機関については社員総会」を削り、同条第三項中「前項の特殊清算人であつた者は、第一項の指定解除機関の特殊清算人であつた者に改め、「社員会」を削り、同条第三項中「大蔵大臣は、第一項」を「第一項の指定解除機関の特殊清算人であつた者に改め、「社員会」に改め、「社員総会を削り、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、本邦外に店又は主たる事務所を有する指解除機関については、当該指定解除機関の本邦内の主たる営業所

項を加える。
第十九条の五第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。
この場合において、第十九条の二項中「本邦外に本店を有する閉鎖機関」とあるのは「本邦外に本店又は主たる事務所を有する指定解除機関」と、「株主総会」であるのは「株主総会又は総会」と読むべきものとする。
第二十条の四に次の三項を加える。
　　外国会社である閉鎖機関について第二十条第一項の規定による一定の解除があつたときは、当該機関は、当該解除の日において商第一百八十五条第一項の規定による清算開始の命令があつたものとみなす。
前項の場合において、同項の規定による特殊清算人であつた者は、逕常なく裁判所に対し、清算人の選任を請求しなければならない。
第五項の規定は、前項の場合に、これを準用する。
第二十条の七の次に次の一条を加える。
第二十条の八 指定解除機関が株式会社である場合においては、商第三百四十三条に定める決議により会社を継続することができる。
第二十一条中「破産法」の下に「正十一年法律第七十一号」を加

類」といふ。」に改め、同条第三項中「決算報告書」を「報告書」に改める。

第四十三条の十第一項中「決算報告書及び財務諸表」を「決算書類」に改め、同条第二項中「決算報告書に財務諸表を添附して、」を「決算書類を」に改める。

第四十三条の十三第一項第一号中「無形資産及びたな卸資産」を「及び無形資産」に、「歳入金」を「収入金」に改める。

第四十三条の十八を次のように改める。

(現金の取扱)

第四十三条の十八 公社は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、業務上必要があるときは、政令の定めるところにより、郵便局又は銀行その他大臣が指定する金融機関に預け入れることができる。

第四十三条の二十一に次の二項を加える。

2 前項後段の規定は、能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、特別の給付として支給するときは、適用しない。

第四十三条の二十三第三項を次のように改める。

3 公社は、大蔵大臣の承認を受け、第一項に規定する事務の取扱手続を定めなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十七条の改正規

定は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 改正後の日本専売公社法(以下「新法」といふ。)第三十四条から第三十六条まで、第三十九条から第四一条まで、第四十三条から第四十三条の三まで及び第四十三条の六の規定は、昭和二十九年度の予算から、新法第四十三条第七、第四十三条の九及び第四十三条の十の規定は、昭和二十九年度の決算から適用する。

3 日本専売公社の昭和二十八年度の専売納付金の納付についての新法第四十三条の十三の規定の適用については、同条第一項第一号中の「収入金」とあるのは「歳入金」と読み替えるものとする。

4 日本専売公社の昭和二十八年度の予算並びに昭和二十七年度及び昭和二十九年度の決算については、なお従前の例による。

[審査報告書は都合により附録に掲載]

国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

法律案について申上げます。

昭和二十八年七月二十五日

衆議院議長 堀 康次郎

参議院議長 河井彌八郎
国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案

国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律

日本開発銀行又は日本輸出入銀行

が、国際復興開発銀行からの外貨資金の借入契約に基き、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特

別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第三条第一項の規定により発行した債券につき、所得

税法(昭和二十二年法律第二十七号)

み替えるものとする。

昭和二十八年度の決算については、なお従前の例による。

[審査報告書は都合により附録に掲載]

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行す

る。

附則

法人が支払を受ける利子については、政令で定めるところにより、所

店若しくは主たる事務所を有しない

消費税を引上げる理由等について慎重なる質疑応答が交されたのであります。が、その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、菊川委員より、「第一に、砂糖

質疑を終了し、討論に入りましたと

おいては一応所得税の累進税率を引上げておるが、無記名預金制度、特別減税制度等、富裕階級に極めて有利な財

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

げにより六億五千七百万円の増収が見込まれております。

本案審議に当つては、慎重なる質疑

応答が交されたのであります。が、その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたと

おいては一応所得税の累進税率を引上げておるが、無記名預金制度、特別減

税制度等、富裕階級に極めて有利な財

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

げにより六億五千七百万円の増収が見込まれております。

本案審議に当つては、慎重なる質疑

応答が交されたのであります。が、その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたと

おいては一応所得税の累進税率を引上げておるが、無記名預金制度、特別減

税制度等、富裕階級に極めて有利な財

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

げにより六億五千七百万円の増収が見込まれております。

本案審議に当つては、慎重なる質疑

応答が交されたのであります。が、その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたと

おいては一応所得税の累進税率を引上げておるが、無記名預金制度、特別減

税制度等、富裕階級に極めて有利な財

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

げにより六億五千七百万円の増収が見込まれております。

本案審議に当つては、慎重なる質疑

応答が交されたのであります。が、その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたと

おいては一応所得税の累進税率を引上げておるが、無記名預金制度、特別減

税制度等、富裕階級に極めて有利な財

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

げにより六億五千七百万円の増収が見込まれております。

本案審議に当つては、慎重なる質疑

応答が交されたのであります。が、その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたと

おいては一応所得税の累進税率を引上げておるが、無記名預金制度、特別減

税制度等、富裕階級に極めて有利な財

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

げにより六億五千七百万円の増収が見込まれております。

本案審議に当つては、慎重なる質疑

応答が交されたのであります。が、その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたと

おいては一応所得税の累進税率を引上げておるが、無記名預金制度、特別減

税制度等、富裕階級に極めて有利な財

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

げにより六億五千七百万円の増収が見込まれております。

本案審議に当つては、慎重なる質疑

応答が交されたのであります。が、その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたと

おいては一応所得税の累進税率を引上げておるが、無記名預金制度、特別減

税制度等、富裕階級に極めて有利な財

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

げにより六億五千七百万円の増収が見込まれております。

本案審議に当つては、慎重なる質疑

応答が交されたのであります。が、その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたと

おいては一応所得税の累進税率を引上げておるが、無記名預金制度、特別減

税制度等、富裕階級に極めて有利な財

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

げにより六億五千七百万円の増収が見込まれております。

本案審議に当つては、慎重なる質疑

応答が交されたのであります。が、その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたと

おいては一応所得税の累進税率を引上げておるが、無記名預金制度、特別減

税制度等、富裕階級に極めて有利な財

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

庫に納付するまでの期間を利用して、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国

げにより六億五千七百万円の

より課税を行おうとするものであります。即ち、公社債券、株券、出資証券、証券投資信託及び貸付信託の受益額を課税標準として譲渡者に課税することといたしております。但し短期国債証券及び国民貯蓄債券の譲渡については課税しないこととし、又、公社債及び貸付信託の受益証券の譲渡については、向う一年間は課税しないこととしております。

次に税率につきましては、有価証券の取引を阻害しないことを考慮して、税率につきましては、向う一年間は課税しないこととしております。次に税率につきましては、有価証券の取引を阻害しないことを考慮して、税率につきましては、向う一年間は課税しないこととしております。

公債券及び貸付信託の受益証券については、向う一年間は課税しないこととしております。次に税率につきましては、有価証券の取引を阻害しないことを考慮して、税率につきましては、向う一年間は課税しないこととしております。

○副議長(重宗雄三君) 次に富裕税法を廃止する法律案全部を問題に供しません。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副陸長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより七案の採決をいたします。
先ず砂糖消費税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

開発銀行からの外貨資金の借入金に対して支払う利子については、国際復興開発銀行協定に基きまして所得税を課税しないこととなつておりますので、同行からの外貨資金の借入契約に基いて、日本開発銀行又は日本輸出入銀行の発行する債券についても、国際復興開発銀行以外の本邦非居住者が所有する場合には、その利子に対して所得税を免稅いたそうとするものであります。次第であります。

本案につきましては、慎重審議の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

る債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案、以上五案全部を問題に供します。五案に賛成の諸君の起立を求めます。

第三条を次のように改める。

ム
月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定

標準報酬ノ等級		標準報酬	報酬	月額
第一級	第二級	月額	日額	月額
第一級	三万円	100円	300円未満	
第二級	四万円	110円	340円未満	
第三級	五万円	120円	360円未満	
第四級	六万円	130円	380円未満	
第五級	七万円	130円	380円未満	
第六級	八万円	140円	400円以上六千円未満	
第七級	九万円	160円	480円以上六千円未満	
第八級	十万円	180円	540円以上一萬円未満	
第九級	十一万円	200円	600円以上一萬円未満	
第十級	十二万円	220円	660円以上一萬円未満	
第一級	十三万円	240円	720円以上一萬円未満	
第一級	十四万円	260円	780円以上一萬円未満	
第一級	十五万円	280円	840円以上一萬円未満	
第一級	十六万円	300円	900円以上一萬円未満	
第一級	十七万円	320円	960円以上二万円未満	
第一級	十八万円	340円	1020円以上二万円未満	
第一級	十九万円	360円	1080円以上二万円未満	
第一級	二十万円	380円	1140円以上二万円未満	

ノ總額ヲ其ノ期間ノ月數ヲ以テ除シテ得タル額ヲ報酬月額トシテ保険者之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ其ノ年ノ十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ノ標準報酬トス
被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ規定スル額ヲ報酬月額トシテ保険者之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ヨリ其ノ年ノ九月三十日（七月一日ヨリ十一月三十日迄）ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現ル者ニ付テハ翌年九月三十日）迄ノ標準報酬トス
一、月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現
在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總日数ヲ以テ除シテ得タル額
ノ三十倍ニ相当スル額
二、日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現
在ニ於ケル事業ニ於テ同様ノ業務ニ從事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額
三、前二号ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日前一月間にニ其ノ各地方ニ於テ同様ノ業務ニ從事シ同様ノ報酬ヲ受クル者が受けタル報酬ノ合算額
四、前各号ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額
マリタル被保險者ニ付現ニ使用セ

ラル事業所ニ於テ継続シタル三月間（各月ニ於テ報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日以上ナルコトヲ要ス）ニ受ケタル報酬ノ総額ヲ其ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ガ其ノ標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬額ニ比シ著シタル月額ニ比シ著シタル月額ト得タル場合ニ於テ保険者必要アリト認ムルトキハ其ノ額ヲ報酬月額トシテ其ノ著シキ高低ヲ生ジタル月ノ翌月ヨリ標準報酬ヲ改定スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ改定セラレタル標準報酬ハ其ノ年ノ九月三十日（八月ヨリ十二月迄ノ何レカノ月ヨリ改定セラレタルモノニ付テハ翌年九月三十日）迄ノ標準報酬トス

前項ノ規定ニ依リ改定セラレタル標準報酬ハ其ノ年ノ九月三十日（八月ヨリ十二月迄ノ何レカノ月ヨリ改定セラレタルモノニ付テハ翌年九月三十日）迄ノ標準報酬トス

（タ）土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又ハ其ノ準備ノ事業
（カ）教育、研究又ハ調査ノ事業
（シ）疾病ノ治療、助産其ノ他医療ノ事業
（ヨ）通信又ハ報道ノ事業
（ツ）社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）ニ定ム社会福祉事業及再生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）ニ定ム児童保護事業
第五十七条ノ三第二号中「二年」を「三年」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。但し、第五十三条ノ三の改正規定及び附則第五項の規定は、同年十一月一日から施行する。

2 昭和二十八年九月一日前に被保険者の資格を取得して同年九月一日まで引き続いて被保険者の資格のある者については、その者が同保険者ガ健康保険組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受クル者ニ付報酬月額ヲ定ムル場合ニ於テハ各事業所ニ付第二項乃至第四項又ハ第七項ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額ヲ以テ其ノ報酬月額トス

者（被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者若しくは被扶養者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算して昭和二十八年十一月一日前に二年を経過したものに關する保険給付の支給については、第五十七条ノ三の改正規定にかかわらず、なお從前例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

船員保険法の一部を改正する法律案

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額	
		第一級	第二級
第一級	三,〇〇〇円	三,五〇〇円未満	三,〇〇〇円
第二級	四,〇〇〇円	三,五〇〇円以上四,〇〇〇円未満	四,〇〇〇円
第三級	五,〇〇〇円	四,五〇〇円以上五,〇〇〇円未満	五,〇〇〇円
第四級	六,〇〇〇円	五,五〇〇円以上六,〇〇〇円未満	六,〇〇〇円
第五級	七,〇〇〇円	六,五〇〇円以上七,〇〇〇円未満	七,〇〇〇円
第六級	八,〇〇〇円	七,五〇〇円以上	八,〇〇〇円

標準報酬ハ毎年八月一日現ニ使用セラル事業所又ハ事務所（以下単ニ事業所ト称ス）ニ於テ同日前三月間（其ノ事業所ニ於テ継続シテ使用セラレタル期間ニ限ルモノトシ且報酬支払ノ基礎ト為リタル日迄ノ標準報酬トス

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

船員保険法の一部を改正する法律案

被保険者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ規定スル額ヲ報酬月額トシテ行政所ニ決定シ其ノ標準報酬ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ヨリ其ノ年ノ九月三十日(七月一日ヨリ十二月三十一日)迄ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ翌年九月三十日)迄ノ標準報酬トス。

一月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ期間ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ総日数ヲ以て除シテ得タル額ノ三十倍ニ相当スル額。

二日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ月前一月間ニ現ニ使用セラル事業ニ於テ同様ノ業務ニ從事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額。

三 前二号ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ從事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額。

四 前各号ノ二以上ニ該当スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ各号ニ付前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額。

前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定めタル被保險者ニ付現ニ使用セラル事業所ニ於テ就業シタル三月間(各月ニ於テ報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日以上ナルコトヲ要ス)ニ受ケタル報酬ノ総額ヲ其ノ月数ヲ以て除シテ得タル額ガ其ノ標準報酬ノ基礎ト為リタル

報酬月額ニ比シ著シク高低ヲ生ジタル場合ニ於テ行政所必要アリトシタルヨリ標準報酬ヲ改定スルコトヲ得。前項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノニ付テハ標準報酬ハ其ノ年ノ九月三十日(八月ヨリ十一月迄ノ何れカノ月ヨリ改定セラレタルモノニ付テハ翌年九月三十日)迄ノ標準報酬トス。

七月一日ヨリ八月一日迄ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ年ニ限り第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ八月ヨリ十月迄ノ何れカノ月ヨリ標準報酬ヲ改定セラレ又ハ改定セラレベキ被保險者ニ付亦同ジ。

被保險者ノ報酬月額ガ第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ第二項乃至第四項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ等ノ規定ニ拘ラズ行 政所ニ於テハ各事業所ニ付第二項乃至第四項又ハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額ヲ以テ其ノ報酬月額トス。

第二十二条ノ規定ニ依ル被保險者ノ標準報酬ハ前各項ノ規定ニ拘ラズ引続キ前ノモノニ依ル但シ行 政所ハ其ノ者ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ依リ其ノ者ノ標準報酬月額ヲ其ノ額ヨリ低額ノ標準報酬月額ニ改定ス。

前項但書ノ標準報酬ハ之ヲ改定シタル日ノ標準報酬ハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ規定スル額ヲ報酬月額トシテ行政所ニ決定シ其ノ標準報酬ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ翌年九月三十日(七月一日ヨリ十二月三十一日)迄ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ翌年九月三十日)迄ノ標準報酬トス。

第十六条中「事業所(事務所ヲ含ム)」を「事業所に改め、同条第一号に次のように加える。
(ワ)土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又ハ其ノ準備ノ事業
(カ)疾病ノ治療、助産其ノ他医療ノ事業
(タ)社会福祉事業法(昭和六年法律第四十五号)ニ定ムル社会福祉事業及更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三号)ニ定ムル更生保護事業

第十六条ノ第一号ホ中「(ト)乃至ル」を「(ト)乃至ル又ハ(ワ)乃至(タ)」に改める。

第三十六条第一項中「二年以内」を「三年以内」に改める。

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。但し、第三十一条第一項の改正規定並びに附則第五項及び附則第六項の規定は、同年十一月一日から施行する。

2 昭和二十八年九月一日前に被保險者の資格を取得して同年九月一日まで引き続いて被保險者の資格を同条第一項の規定による標準報酬月額を同条第一項の規定による標準報酬月額とみなす。

3 被保險者又は被保險者である者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾患であつて、その疾病又は負傷及びこれにより発した疾患につき医師又は歯科医師の診療を受けた日(健康保険の被保險者たる者は、その者が同月一日前に二年を経過したものに

8 前項の規定に該当する者及び昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間に第十六条第一号イからルまで若しくは第二号、第三号又は第十七条の規定によつて被保險者の資格を取得した者は、第十四条の改正規定及び前項の規定にかかる規定及ぶ前項の規定にかかる規定によつて被保險者の資格を取得した者は、保険給付及び費用の負担に関する規定の適用については、被保險者の同年十月三十一日までの規定によつて被保險者の資格を取得した者は、保険給付及び費用の負担に関する規定の適用については、被保險者の同年十月三十一日までの間は、被保險者とならなかつたものとみなす。

5 昭和二十八年十一月一日前に被保險者の資格を取得し、同年十一月一日まで引き続いて同条の規定による被保險者の資格のある者の標準報酬については、改正後の第四条第九項の規定にかわらず、同年十一月一日ににおいて、従前のその者の標準報酬月額を同条第一項の規定による標準報酬月額とみなして改定する。

6 被保險者又は被保險者である者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾患であつて、その疾病又は負傷及びこれにより発した疾患につき医師又は歯科医師の診療を受けた日(健康保険の被保險者たる者は、その者が同月一日前に二年を経過したものに

関する保険給付の支給については、第三十六条第一項の改正規定にかかるらず、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

医師等の免許及び試験の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十六日
衆議院議長河井滿八殿

第一条 昭和二十年八月十五日以前から引き続きソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯八十度以北の朝鮮、關東州、滿州又は中國本土の地域内に在つて昭和二十八年三月二十三日以降引き揚げた者(以下「引揚者」という。)であつて、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第三十六条第三項の規定に該当するものに対する医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、なお同法同条同項の例によることができる。

第二条 引揚者であつて、医師法第三十六条第三項又は第四項の規定に該当するものは、同法第十二条の規定にかかるらず、昭和三十一年十二月三十一日までに行われる医師国家試験予備試験を受けることができる。

第三条 引揚者であつて、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第

厚生年金保険法におきましては、最近の社会的経済的情勢の推移に鑑みまして、健康保険法と同様に、強制適用の範囲を、土木、建築、教育、研究、調査、疾病的治療、助産その他医療及び社会福祉などの事業にまで拡張いたしますと共に、事務的簡素化を図るために、標準報酬は毎年一回定期に決定することといたし、又、本法の障害給付の発疾認定時期は、健康保険法による療養の給付期間満了のときと相成つておりますが、今回、同法の療養の給付期間は三年に延長するに改正されますので、これに伴いまして所要の改正是うとするのであります。

委員会におきましては各委員より熱心な質疑が提起されたのであります。

が、特に厚生年金保険法の根本的改正したいとの答弁があつたのであります。

委員から、本年十二月坑内夫に対する改正を要望されたのであります。

湯山委員より社会党第四控室を代表して、衆議院送付案に賛意を表した上、附帯決議案の案文は次の通りであります。

かくて質疑を打切り、討論に入り、湯山委員より社会党第四控室を代表して、衆議院送付案に賛意を表した上、附帯決議案の案文は次の通りであります。

厚生年金保険法については速に根本的な改正を行い、新しい養老年金受給の該当者から適用するよう措置すること。

山下委員より社会党第二控室を代表して、衆議院送付案とともに賛意を表し、速かに根本的改正を行ふことを強く要望したのであります。

かくして討論を終結して、衆議院送付案を採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いた

しました。なお附帯決議につきましても、全員異議なくこれを承認することに決定いたしました。統いて医師等の免許及び試験の特例に関する法律案について申上げます。

第一は、昭和二十年八月十五日以前から引き続きソヴィエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北韓三十八度以北の朝鮮、関東州、溝州又は中国本土の地域内にあって、昭和二十八年三月二十三日以降引揚げた者、即ち今次の引揚者であつて、医師法第三十六条第三項、又は歯科医師法第三十三条第三項の規定に該当するものについて、昭和三十年十二月三十一日まで從前の規定によつて医師免許又は歯科医師免許を受けることができるようとしたのであります。

第二点は、今次の引揚者のうち、医師法第三十六条第三項若しくは第四項若しくは第四項の規定に該当するものについて、医師国家試験予備試験、又は歯科医師国家試験予備試験の受験資格を、昭和三十一年十二月三十日まで認めたのであります。

第三は、今次の引揚者のうち引揚の直前に診療エックス線技師の業務を行なつていた者、又は引揚前に引続ざ三年以上診療エックス線技師の業務を行なつていた者について、引揚げた日から三ヵ月以内に、氏名、年齢、業務に従事していた施設の名称等の事項を届出させ、業務の暫定的繼續を認めると共に、厚生大臣の行う試験を経て、診療エックス線技師免許を受けることができるようとしたのであります。

第四は、今次の引揚者のうち、ソヴィエト社会主义共和国連邦、樺太、千

島北韓三十八度以北の朝鮮、関東州、溝州又は中国本土の地域内において、いわゆる看護婦の業務を行なつてゐた者について、昭和三十一年十二月三十日まで、准看護婦試験の受験資格の特例を認めようとするものであります。

厚生委員会における質疑におきまし

ては、本法の対象となる人員はおよそ一千五百名と推定され、医師の試験につきましても、人命をあずかる医師と

して要求される最小限以上の試験を実

施し、医師としての資格の低下を来たさないよう、修業の面においても政

府は十分の努力をするとのことであ

りました。

かくて質疑を打切り、討論を省略

し、採決の結果は、全会一致を以て衆

議院送付案の通り可決すべきものと決

定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言も

けなければ、これより四案の採決をいた

します。四案全部を問題に供します。

○副議長(重宗雄三君) 総員起立と認

めます。よつて四案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(重宗雄三君) 総員起立と認

本省	四三、六五九人	一〇、九〇七人	うち一〇、九〇七人は、檢察庁の職員とする。
司法試験管理委員会	計	一、七〇二人	
公安部 審査委員会	本省	一〇人	
外務省	本省	一、六五〇人	
大蔵省	本省	四五、三七一人	
外務省	本省	二四、〇五一人	
本省	計	五ー、七七一人	
文部省	本省	七五、八二三人	
文化財保護委員会	本省	六三、三〇三人	うち六一、七〇三人は、國立学校の職員とする。
厚生省	本省	四四九人	
農林省	本省	六三、七五二人	
通商産業省	本省	四五、八八六人	
水産庁	本省	二五、七八八人	
中小企業庁	本省	二八、〇三六人	
特許庁	本省	一二、一〇〇人	
計	計	一、四四三人	
計	七七、三六七人		
計	一三、二七八人		
計	七〇〇人		
計	一七、七一七人		
本省	一五八人		
計	一七、九三四人		
郵政省 本省	二五五、二五五人		

本省	一九、九七五人
中央労働委員会	計
労働省 公共企業体等仲裁委員会	一〇、二一〇人
労働省 公共企業体等調停委員会	一一四人
合	一〇、七八〇人
建設省 首都建設委員会	六九四、三四七人
本省	一〇、七八〇人
計	一一四人

の本省の職員の定員は、一万五千二百十六人とする。

6 改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかるとす。

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかるとす。

3 大蔵省の本省の職員の定員は、昭和二十八年十二月三十一日までの間は、「二万四千二百五十一人」とする。

4 改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかるとす。

5 水産庁の職員の定員は、昭和二十八年九月三十日までの間は、一千五百十人とする。

6 改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかるとす。

7 通商産業省の本省の職員の定員は、昭和二十八年十二月三十一日までの間は、「一万三千二百八十四人」とする。

8 改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかるとす。

9 改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかるとす。

10 改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかるとす。

11 改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかるとす。

し、同項を附則第六項とし、附則第九項を附則第七項とする。
 「小酒井義男君登壇、拍手」
 ○た保安庁法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。
 先づ本法律案の提案の理由として政府の説明するところを御報告いたします。保安庁の職員の定員は十一万九千九百四十七人であるが、本法律案によつて、これを十二万三千百五十二人に、即ち三千二百五人を増員しようとするものであつて、この三千二百五人のうち二千七百三十三人が警備官、残りの四百七十二人が保安官及び警備官以外の職員である。警備官の増員については、我が国の海上警備力を増強するため、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定に基き、政府は当初予定に入隻のパトロール・フリゲートを追加し、総計パトロール・フリゲート十八隻及び大西洋上陸支援艇五十隻の貸与を受けたいと考え、追加八隻分のパトロール・フリゲートを運航する等のため必要な海上員を増加するほか、第二幕僚監部に勤務する警備官を増員し、警備隊の部隊、半隊その他の施設を新たに設け、又は充実するため、必要な職員の増加を図らうとするものである。保安官及び警備官以外の職員である。保安官及び警備官は、保安研修所及び保安大学校の教育訓練を行なう、技術研究所の研究調査の充実を図り、且つ保安庁の調達、施設その他の業務遂行の円滑を期する等のため必要な職員である。
 以上が本法律案の提案の理由であります。
 内閣委員会は委員会を四回開きました。本法律案の審査に当つたのである。

りますが、その結果、明らかになつた
諸点を御報告いたします。

の現状、今後の我が国の治安問題、M
SAと保安隊、警備隊の増強との関係

審議の経過並びに結果を御報告いたしました。

理事務の増加による入国警備官等五百二十七人、これは法務省の定員増であ

ち、その七割強を占めておるもののが郵政省の貢金要員、即ち特定郵便局における

その第一点は、昨年八月一日、行政機構改革によつて、元の警察予備隊と海上警備隊とが統合され、保安庁が設置され、陸海空の全員は二三五百人

警備官の定員は一十五百人ですが、十人と定められて発足したのであります。が、今回の増員のうち、警備官の増員は、保安庁が設置されてから最初の増員であります。而してこの警備官の増員は、日米安全保障条約とは全く無関係であつて、政府は将来警備船等の増加も計画しておりますが、それらの船が完成した際には、更に警備官の定員増加の必要がある。他方、保安官は現在の段階においては現定員十一万人を

増加する考とはない旨、政府の言明がありました。

政府の提案理由でもその大要是明らかにされておりますが、本法律案による増員のうち警備官の増員二千七百三十

三人中、船員乗組員の増員千三百四十四人、その予備員五百五十人、陸上員七百二十一人の増がその大部分を占め

ておつて、右の船舶業組員の増員は、
アメリカ合衆国より更にペトロール。
フリゲート八隻の貸与を受くるに伴う

それらの船舶の乗組要員であり、予備員の数は、右船舶乗組員の約二割の数を指し、又、陸上員は、地方總監部、

通信所、総合術科学校、ヘリコプター、
軽飛行機等の関係の要員であり、次
に、今回の増員のうち、保安官及び警

備官以外の職員即ちいわゆる制服職員以外の職員の増員四百七十二人のうち、第一幕僚監部関係及び第二幕僚監

部關係の各百一十八人と、保安大學校の百二人、技術研究所の七十五人がその大部分を占めておるとの政府委員の説明がありました。

なお、本法律案に関連して、保安隊

昭和二十八年七月二十九日 參議院会

の現状、今後の我が国の治安問題、M.S.A.と保安隊、警備隊の増強との関係等について、木村保安庁長官、岡崎外務大臣と、内閣委員との間に活発な質疑応答が交わされたのであります。結局、本法律案に關係する答弁として、は、現段階においては現在の保安庁の状態で満足すべきであつて、現在の我が国の財力又は国民の精神力より見ても、これより更に増大することは不可能である。併し我が国の治安の維持をいつまでも米駐留軍に依存することはできないから、将来我が財力を勘考して漸増の方に向に進みたいとの答弁がありました。

一昨日の委員会においては、本法律案について質疑も終結いたしましたので、討論の段階に入りましたところ、松永委員は、現在の保安隊がすでに軍隊と見るべきものであるから、原案には反対する旨、成瀬委員は、元の警察署予備隊が保安隊となつた際に、保安隊の性格は軍隊の性格に変わつたものであつて、結局、保安隊は軍隊の卵であると断じ、原案に反対の旨、松原委員は、現行憲法の下において、戦力を持ち得ないとの原則は変えることができないが、國家が自衛力をを持つことは当然であつて、保安隊、警備隊が国内治安に任ずるものとの建前からいつて原案に賛成する旨、竹下委員は、我が国の現状においては原案は適当と認めるから、それに賛成する旨、最後に上原委員は、長い海岸線を持つ我が国としては、海上の防備力を増強する必要ありと認めるから、原案に賛成する旨のそれ、発言がありました。

次いで本法律案について採決いたしましたところ、多数を以て可決すべきものと議決せられました。

次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の内閣審査会における

審議の経過並びに結果を御報告いたしました。
政府は、本法律案を提案する理由として、本法律案は、行政の簡素化、経費節約の方針に則り、昭和二十八年度の各省各府の事業計画に即応して、必要な最小限度の増員を認めるに同時に、事務処理の合理化、能率化等による欠員の整理等に伴う定員の縮減を行ない、以て行政機関全般の定員の適正化を図ろうとするものであると説明いたしております。
次に本法律案の内容を順次御説明いたします。

第三に、海上保安庁は海上公安局法
二十七人、これは法務省の定員増であります。私設保稅地域の出願増加による税關特派職員の増員二百人、これは大蔵省の定員増であります。これら定員のうち政務省に現に在職する貢金要員の定員の大半を占めておりますので、定員の純増は比較的少いのであります。

第二に、大蔵、農林及び通商産業の三省において事務の縮小に相当の日時を要するものにつきましては、それくの事情を考慮の上、必要な人員の定員を、一定期日を限り、経過的に新定員に附加して認めるなどいたしております。

ち、その七割強を占めておるもののが郵政省の賃金要員、即ち特定郵便局において電々公社の委託事務に従事いたしている電話交換手等あります。郵政省以外の各省にもこれと同じような賃金要員は多数おるのでありますか、郵政省の賃金要員は、過去における通信省が、郵政、電通の両省に分離した際の特殊事情に基いて、今回特にその定員化が実現せられるに至つた次第であつて、他の一般の常勤の賃金要員の処遇問題については、今後十分政府において検討を加え、適当な措置を講ずる方針である旨、政府委員より答弁がありました。

で、討論の段階に入りましたところ、
松永委員は、現在の保安隊がすでに軍
隊と見るべきものであるから、原案に
は反対する旨、成瀬委員は、元の要綱
予備隊が保安隊となつた際に、保安隊の
性格は軍隊の性格に変つたものであ
る、吉川、保安隊は軍隊の目である

（一）結局、伊勢崎は軍隊の頭であると断じ、原案に反対の旨、松原委員は、現行憲法の下において、戦力を持て得ないとの見識は変えることができ

ないが、国家が自衛力を持つことは当然であつて、保安隊、警備隊が国内治安に任ずるものとの建前があつて原

案に賛成する旨、竹下委員は、我が国の現状においては原案は適当と認めるから、それに賛成する旨、最後に上原

委員は、長い海岸線を持つ我が国としては、海上の防備力を増強する必要ありと認めるから、原案に賛成する旨の

それへ発言がありました。
次いで本法律案について採決いたしましたところ、多数を以て可決すべき

ものと議決せられました。

審議の経過並びに結果を御報告いたします。

政府は、本法律案を提案する理由として、本法律案は、行政の簡素化、経費節約の方針に則り、昭和二十一年度の各省各庁の事業計画に即応して、必要最小限度の増員を認めるに同時に、事務処理の合理化、能率化等による欠員の整理等に伴う定員の縮減を行い、以て行政機関全般の定員の適正化を図ろうとするものであると説明いたしておりますのであります。

次に本法律案の内容を順次御説明いたします。

第一に、この改正によりまして、總理府及び大蔵、厚生、農林、通商産業、建設の五省はそれよりその定員において縮小を見ることになつておりますして、その合計は千六百三十八人であります。従つて各行政機関の定員総数は現在の六十八万九千五百八十一人が六十九万四千三百七十四人となりまして、差引四千七百六十六人の増員となるのであります。

次に、右の定員縮減の分の主なるものをお御説明いたしますと、國立病院の地方議論によるもの三百四十二人、これは厚生省の定員減であります。賠償指定期解除国有財産管理事務の減小によるもの二百人、これは大蔵省の定員減であります。水産業基礎調査員制度廃止によるもの四千七百八十五人、旧軍人等の恩給復活のための事務増加による定員減であります。又定員増加分の主なものといたしましては、郵政省に現在在職する賃金要員の定員増止によるもの四千七百八十五人、旧軍人等の恩給復活のための事務増加による定員減であります。又定員増加分の主なものといたしましては、郵政省に現在在職する賃金要員の定員増止によるもの四千七百八十五人、旧軍人等の恩給復活のための事務増加による定員減であります。又定員増加分の主なものといたしましては、郵政省

理事務の増加による入国情報官等五百九十七人、これは法務省の定員増であります。私設保稅地域の出願増加に伴う税關特派職員の増員二百人、これは大蔵省の定員増であります。これら定員のうち郵政省に現に在職する貿易要員の定員の大部を占めておりますので、定員の純増は比較的小いのであります。

第二に、大蔵、農林及び通商産業の三省において事務の縮小に相当の日時を要するものにつきましては、それの事情を考慮の上、必要な人員の定員を、一定期日を限り、経過的に新定員に附加して認めることいたしております。

第三に、海上保安庁は海上公安局法施行の日の前日までの間は運輸省の外局として存続いたしますので、附則においてこれに必要な経過措置を規定いたしておりますほか、引揚護送隊は昭和二十九年三月三十日までの間は厚生省の外局として存続いたしますので、これ又附則において必要な経過措置を規定いたしております。なお、定員の縮小に伴いまして、四ヵ月間を限り新定員を超える員数の職員を定員の外に置くことができる旨を附則において規定いたしておりまして、実人員の整理を円滑に実施するための措置を講じております。なお、この法律案が成立すれば、この法律は本年八月一日から施行することとなつております。

内閣委員会は委員会を七回開き、本法律案の審査に当つたのであります。理由について、つぶさに政府委員との間に質疑応答が重ねられたのであります。が、その結果明らかにせられたの点を御報告いたしておきます。

その第一点は、今回の定員増加のう

ち、その七割強を占めておるもののが郵政省の資金要員、即ち特定郵便局において電々公社の委託事務に従事いたしてゐる電話交換手であります。郵政省の各省にもこれと同じような資金要員は多数おるのであります。が、郵政省の資金要員は、過去における置信省が、郵政、電通の両省に分離した際の特殊事情に基いて、今回特にその定員化が実現せられるに至つた次第であつて、他の一般の常勤の資金要員の処遇問題については、今後十分政府において検討を加え、適当な措置を講ずる方針である旨、政府委員より答弁がありました。

る。特に会計経理の事務に当る職員は、その職務の性質上、複雑煩瑣なる法令及び予算の運用にあたる者であるから、その執務の適正、能率の増進、一般教養の向上を期するため、研修、訓練の施設を充実する必要がある。

なお、適切なる予算の配賦を始め、予算制度の運用に最大の注意を払い、以て国費の効率的使用を確実にする必要がある。

(一) 当年度の決算検査報告中、特に注意をひいた問題は、架空経理の事案が多いことである。当委員会においては、特に小委員を設けてその審議に当つたが、その採り上げた事案は法務府一件、大蔵省十件、文部省二件、厚生省五件、農林省一件、郵政省一件、電気通信省十三件、労働省二件、建設省三十六件、経済安定本部三件、日本国有鉄道一件、合計七十五件であつた。

斯くの如き不當経理が行われて恬として恥ざるが如きは、國家の威信を失墜すること甚しきものであるから、内閣は一方には、公務員をして安んじてその職務に専心せしめ得るよう、その待遇に留意すると共に、他方には経理の厳正を確実にして、不當経理を未然に防止し、一たび違反者を生じたる際には、一罰百戒、以てその根柢の絶滅を期すべきである。

四、政府当局と会計検査院との間に見解の相違を見ている項目並びに特に一言するを適当と認めた項目についての所見は、左の通りである。

(一) 決算検査報告番号第二号から第六号まで(絶理府所管)は、警察監査本部で警察予備隊員が警察学校に入校検査中の用に供

(一) 決算検査報告番号第一二号
(総理府所管は、警察予備隊で
式会社蔵前倉庫及び都商事株式
会社に対し支払った倉庫撤出に伴
う在庫貨物の庫移補償費に関する
会計検査院の調査によれば在庫
貨物はすべて寄託者又は買受人
等の負担で引取を完了ししており、
そのため施工した工事のうち、
約八百万円の工事に關し、右工
事は予備隊員の収容が一時的で
あり、特にその必要がなかつた
ものであるか、又は警察学校の
在來の施設等を利用すれば足り
るもの、要するに警察予備隊員
に名をかりて警察学校の施設を
したものと認めるもの指摘を受
けたものである。右に關し当局
に於ては、當時警察予備隊員の
総数が何時までに入隊し得るか
予測できず、管区警察学校の施
設は警務省教養のために作られ
たものであつたので警察予備隊員
の受入、編成及び輸送という緊
急業務遂行のために不充分で
あり、大部分の管区警察学校は
旧軍用施設であるため衛生的見
地からも不適当な部分が多く、
食糧庫置については施設が不充
分であつたため予備隊員の受入
業務に過誤のないよう、その方
全を期すための工事である。
但し結果から見れば、その後の
国家地方警察は利用している
が、警察予備隊の受入として
は、その利用度が少かつたもの
があつたのは遺憾であつたと説
明している。

本件工事のうちに、予備隊
員の収容の一時的であることに
鑑み、必ずしも特に必要な施設
と認められないものもあるが、
その大部分の施設に就ては、予
備隊員編成受入のための緊急処
置として、事情を諒とすべきも
のと認める。

右倉庫会社が他の倉庫に移転した事実は全くなく、わざかに都商事において場内移換等の作業を行ひ約八万円を使用したに過ぎないものであつて、要するに本件庫移補償費は架空の庫移に対し支払つたもので、その処置を得ないのである、との指摘を受けたものであり、当局に於ては、在庫移動費用について査定したものであり、件は倉庫業者の責任において、延滞料を負担するに至る。在庫物件搬出完了後会計検査院の調査の結果、その在庫物件の大半は倉庫業者の負担によらないで搬出されたことが判明したが、その搬出の費用を倉庫業者と荷主とのいずれが実際に負担したかは当事者間の取引の問題であつて、当局としては、この取引の内容にまで立ち入ることはできないものであり、物件の搬出は当局の必要に基くものであるから、その搬出費用は当局が負担すべきであり、倉庫業者がこの補償金を受取つた荷主に搬出費用を交付したか否かは当事者間の取引の問題であつて、当局の関与するところではないと説明している。

(三) 決算検査報告書第三号
から第三三号まで(総理府所管、終戦処理関係)は、孰れも隨意契約で売り渡した解除物件につき、本件の減額等をして、予定価格を算定したことにしておらず、右は予定価格の算定が著しく低廉に過ぎたものとの指摘を受けたものであり、当局に於ては、本件売渡価格は安価ではないという趣旨の説明をしている。
本件については、審議の際、執務も会計検査院の指摘通りであつて、遺憾であるとの当局の説明があつたので、見解の相違は解消した。

(五) 決算検査報告番号第四七号
(總理府所管、終戦処理關係)は、必ずしも全面的に当局の責に離し得ないものがあると認める。
連合国軍に払出使用された鋼薬莢その他の補償金として約一億五千余万円を昭和飛行機株式会社に支出したことに関し、右は二十年九月連合国軍が同会社東京製作所の土地建物などを接收してから二十四年十一月までの間に軍が使用のため払い出した同製作所所在資材の補償金として二十五年三月発出された確認調達要求書に基き支払ったもので、当局ではその金額の算出に当たり、二十三年三月三十一日までに払い出した分については同日現在、その後に払い出した分については二十四年一月二十日三月現在の統制額により算出したものであるが、本件は二十年九月同会社の土地、建物などが接収された際、事実上右資材も連合国軍の管理下におかれ、その後逐次使用のため払い出されたものであるから、少くとも現実に払い出された時に、調達されたものと認めるべきであり、補償金額は払出時の統制額により算出し支払うのが相当と認められ、現に本件と同様の松下飛行機株式会社の事例においても、これによつているのに、前記のようすに単に二期に区分して支払つたのはその処置當を得ないものであり、右資材は二十二年二月八日以前の払出の分については、その払出期別での数量などが明らかでないから、便宜二月八日現在の統制額により計算して支払つたものとすれば、同日以前払出の分についてだけでも約八千九百万円を節減することができたとの指摘を受けたものであり、当局においては、

これら資材の価格の算定については、連合國軍がこれら物件を調達した時期を基準として行つたもので、松下飛行機株式会社の如く仮領収書もないで、後日発行され、軍の受領証に示す期日により、二期に区分し、適正な価格を適用、算定の上であると説明している。

格を計算し得るならば、適当であるが、接收初期の分について
は伝票なく、その後においても、伝票のあるのは資材置場の一部
にすぎず、他の場所には伝票がなく、而して伝票なきものは、
悉く接收初期の価格で評価されることとなるならば、実際には
却つて真実から遠ざかった結果を生ずる虞なしとしない。
従つて実際的な計算法として、
ては、三期別計算法（GHQの
命による中央経済調査庁の調
査）、一期別計算法（GHQ特別
調査委員会の
の折衷的方法等によることが
適当と思われるるのであるから、
当局において検討の結果二期別
計算法を採択したことは、それ
がGHQ特別調査委員会において
て、採択されたものであることに
照し、必ずしも不合理であると
は認めない。

運賃表の料金は二十四年八月に廃止された木船積貨物運賃の統制額に準じて決定されたものであり、本件契約當時機帆船料金法の市場価格は右統制額を相当下回っている表情であつて、二五年三月同局において別途に機帆船役務提供に関する業者を指名して前記運賃の基本料金に対する減価率の見積合せを行つたところ、これに参加した本件請負人は減価率七二・〇と算出したことなく、本件請負人と取扱いの相違はあつたとしても、本件減価率は低き

(七) 決算検査報告番号第五三号
万全の調査を行ふことが出来ず、そのため公定価格を基準として予定価格を作成したものであると説明している。
本件予定価格の作成については如何に困難な事情があつたにもかかわらず、請負人が契約の履行にあつて必要な設備を全く所有せぬ、四億円以上の請負業者(諸会社)を二億八千余万円で他社に下請けさせている事実に照して、著しく不当の契約であつたものと認められる。

本件については、取扱数量の激増に基き、単価更改に關し東側に折衝した事実につき、往復文書等の証拠がなく、最嚴の努力がなされたとの断定はできなかつたとしても、相当の努力がなされたにもかかわらず車両の承認を得られなかつたことは、事実と認められるので特に、当時の情状を酌量すべきものと認めらる。なお、その車後処理として過払金として、二千一百万余円を徴収することとなつてゐるが、その決定は調査認定委員会の正式の裁定に基くものであ

果、本件の措置にも理由があり、一概に不当とは云い得ないと説明している。本件に対する会計検査院の指摘については、當の理由があると認めらるが、保険金領取額の算定等に鑑み、本件ホルルの保険契約が超過保険であり、支払保険金が火災による損害額に相当するとは必ずしも断定し難いし、又当局の複数の価格の算定基準が高きに失するとの判定する適切な資料も充分でない」と認める。

(總理府)所管終戦処理係
は、三菱石油株式会社に譲けた
わせた佐世保及び横須賀港の
運営役務のうち石油類受扱業務
の対象として支払った代金に關
し、右は二十五年度の年間取扱
数量を三百万バレル(月平均
三万九千余升)と予定して契約
したものであるが、同年八月施
設の充実等に伴つて油の取扱数量
量が著しく増加しており、この
種役務の提供は取扱数量の増加する
に比例してその経費が増大する
ものではなく、このように事情
が激変した場合は、契約を更改
し、適正な価格を支払うよう外
置すべきものと認められ、現に
他の同種の事例においては、こ
れらの事情をしんしゃくして契
約を更改しており、会社業務の
実態を見ても八月以降一ヶ月の
所要経費は、約四百万円程度に
過ぎないのに本件の年平均支払
額は約千四百五十万円であると
單価更改方針を折衝したが、認
められなかつるものであり、そ
の後会計検査院の指摘もあり、
更に軍と折衝中であるという
である。

(八) 決算検査報告書号第六五
号(總理府所管 終戦処理關係
は、二十年九月接收し二十一年
一月焼失した博多ホテルに対する
右補償金を支出したのに関し、
右補償金額は被災當時の保険金額
から被災後の残存価格を差引
したものと損害額と決定し、
これら建物所有者が火災保険金を
として受取った金額を控除したもの
であるが、本件補償金は火災
により焼失した建物の損害に
対する補償であつて、右保険金を
を支払つた保険会社において
は、保険契約締結当時の保険価
額から超過保険の超過分相当額
及び残存価格を控除した金額を損
害額として保険金を支払つたも
のであり、本件ホテルの接收当時
の価格については、別段の資料な
く、保険会社の建物損害額の
積に對しては、不当と認定する
根拠もないから、損害は保険金額
を受領したことにより補償され
たと認められるので、本件支払
は當を得ないと指摘を受けた
ものであり、当局に於ては、今
計検査院検査當時、算出基礎資
料不充分のため、かかる指摘を
受けたが、その後詳細調査の結果

期するため、価格認定基準について、実情に即するよう時宜に適しに処置を講ずることに更に一役の努力をなすべきであり、又全国的に統一された認定基準の制定が望ましい。

(十) 決算検査報告番号第一四二号(大蔵省所管)は、二十四年二月以降、ニューエンパイアモータ株式会社に使用させている東京都千代田区霞ヶ関所在の土地六五〇坪に關し、右は明治四十五年以後、東京都に公園用地として無償貸付し、都はこれを公園に使用してきたもので、昭和二十年九月連合國軍に接收されたものであるが、二十三年十二月に至り前記会社に使用させることを条件として接收を解除され、都はこれを同会社の建物用地に使用させることとしたものであつて、既に公園としての用途に使用されていないものであるのに、二年余を経過しながら、そのままにしているのは不當得なものであり、なほ都は、本件土地使用料として前記会社から月額坪当り五円十銭を徴収し、他に寄附金として二百萬円を収納しているとの指摘を受けたもので、大蔵省においては、本公園は現在建設省が所管しておらず、未だ大蔵省へは引継を受けていないものであり、本公司を管理している東京都において鐵骨造建物を許可したため、現状では建物を撤去しまで四年間を以り、木造建築をする条件で使用を許したが、東京都において鐵骨造建物を許可したため、現状では建物を撤去し、使用条件の期限に明渡すこと困難な状態にあると思われるが、東京都側では明渡しを実行すると言明しており、大蔵省としては本件土地の引継方を建

設省に要求中であるから、引継理をすると説明している。本件公園地の一時使用許可是占領治下における我が國として、止むを得ざる措置であり、その許可書には使用期間を四カ年としてその更新を認めないと、建築物は仮設用材による木造二階建とすること、期間満了の際は使用者の負担で土地を原形に復旧して返還すること、等の条件を附しており、又その建築物は同地が甲種防火地区であるため、解体し易き鉄骨組立式建物に改めて許可したこと等、何れも首肯し得るところである。從つて同地の管理者たる東京都及び建設省が、期間満了後の公園復旧を日程として事件処理に當つた態度は当然のことである。この間に処し、大蔵省及び会計検査院が以上の事実を知りながら徒らに現状に着眼して、同地の大蔵省への返還、從つて一時利会社の利益のために国民一般の利益を害する結果となる行為を是認したことは、適當な見解と認めない。但し、公園管理者たる東京都において、その管理につき、万全を期したものとは認められない点のあることを遺憾とする。

なお、本件審議中に、東京都は建設省の指揮をうけ、公園の用途を廢止して、これを大蔵省に引継いだが、その後決算委員会の意向に鑑み、大蔵省は本件土地の明渡しを要求することに賛成を決定した。当委員会においては、一時使用許可条件の通り、速やかにこれを原形に復旧せしめ、公園地としての利用に供すべきものと認め、大蔵大臣及び建設大臣に向つて要望した。

(十一) 決算検査報告番号第一四九号から第一五三号まで(大蔵省所管)は、孰れも隨意契約による鉄くず等の充渡に關し価格の変動のはなはだしい時期に対処し、適時に適当に処分すべきものと認められるのに契約後六年以上を経てようやく搬出を完了したほどの大量を一括して充渡したもの、統制額の釐上げ又は統制解除によつて有利に処分できる見込であるのにその直前に大量を充渡したもので、その処置當を得ないとの指摘を受けたものであり、当局に於ては、西条工区は完成していなかったものと認められるのに本来の工事費のうちから転用したものであらしかもこれを転用しなければ西条工区は完成していなかったものと認められるのに本來の工事の一部を中止して差振り急施を要しない計画の本件桶河地区の捨石工事を施工し、本來の工事の進ちよくを遅らせたのは処置當を得ないと指摘を受けたものであり、当局の説明によれば、本件桶河工区は背後地帯とうが著しく老朽し満潮時の暴風雨に際しては危険な状態にあるものであり、堤とうを保護するため施工し、本件桶河工区は施工したものの引続き二十六年度においても施工の計画であり、又旧西条工区はその堤とうの構造から之に隣接して施工中の西条工区の完成をまつて災害に対する万全を期する事が出来るものであるので、西条西工区の進止の直前に処分したこととなつたものであり、又引渡時期により充渡価格を更改することは適當な方法とは考えられないと説明している。

本件中の或るものに就いては事情の諒とすべき点があるが充渡契約の手続が延滞したことは妥当でなく又統制額の値上又は統制解除直前の充渡は価格の変動のはなはだしい時期に対処するものとして必ずしも完全な処置とは認められない。

(十二) 決算検査報告番号第五七三号(農林省所管)は、大蔵大臣及び建設大臣に向つて要望した。

(十三) 決算検査報告番号第五八号(農林省所管)は、高梁川干穂治石工事(その一)に關し、本件のその後の工事は二十六年十一月現在予算的処置も講ぜられ一月現在予算的処置も講ぜられないで放置されており、又本件工事費は西条市地元海面に二十一年度以降施行中の旧西条工区及び二十五年度着手の西条西工区の干拓建設工事の二十五年度予算のうちから転用したものであらしかもこれを転用しなければ西条工区は完成していなかったものと認められるのに本來の工事の一部を中止して差振り急施を要しない計画の本件桶河地区の捨石工事を施工し、本來の工事の進ちよくを遅らせたのは処置當を得ないと指摘を受けたものであり、当局の説明によれば、本件桶河工区は背後地帯とうが著しく老朽し満潮時の暴風雨に際しては危険な状態にあるものであり、堤とうを保護するため施工し、本件桶河工区は施工したものの引続き二十六年度においても施工の計画であり、又旧西条工区はその堤とうの構造から之に隣接して施工中の西条工区の完成をまつて災害に対する万全を期する事が出来るものであるので、西条西工区の進止の直前に処分したこととなつたものであり、又引渡時期により充渡価格を更改することは適當な方法とは考えられないと説明している。

工事が背後地帯とうを保護するための緊急工事であつたとは認められず、仮りにその必要があるたとえても堤とうを保護の緊急工事を開拓事業費で支弁するとの当否は疑問であるのみならず、たとえ桶河工区干拓事業の一部であつたとしても、予算的措置を講ぜずに施行したこととは適当でない。

(十四) 決算検査報告番号第五八号(農林省所管)は、ディーゼル発電機船の購入代金を支出したことに関し、右は印旛沼手賀沼干拓建設事業のうち大和田疏水路のしゆんせつ工事用のしゆんせつ船に電力を供給するため購入したものであるが、本件購入当時にしゆんせつ船の所要電力満足する充分な専用送電施設を近く完成する計画があり、また現に完成したものが、本件購入せつ能力に照して右送電施設の完成を待つて前記しゆんせつ工

(十五) 決算検査報告書第六四二号(通商産業省所管)は、二十一年三月から五月までの間に輸入した故衣料約八十万点(七船分)のうち第一船分約八万点を丸菱通商株式会社(以下丸菱といふ)に売り渡したのに、五月その金の回収がつかないため右第一船分残品を引き取り、別に丸菱が代金を納付しないで処分した第二船分を差し引き丸菱に返還したことに関し、右故衣料の輸入は、ダドリアン輪出会社と丸菱との間に行われた商談に基づくもので民間貿易の性質を有するものであるが、当時民間貿易は許可されていないため政府貿易の形式をとり、取引上の責任は一切丸菱が負担することとし、当局は単なる名義人として、前記輪出会社とパートナー契約を締結し、入港後船側渡の

事に着手するとしても年度内に完成することができたものと認められ、本船は購入の必要がなかつたとの指摘を受けており当局に於ては専用送電施設は附近一帯の電力事情が悪く既設揚排水機場の電力の供給にも困難な状態であつたため計画したもので、工期に制約を受けるしゆんせいつ工事の動力源を発電所に求めることは危険であつたので本件発電機船を購入したものであると説明している。本件は見返資金により購入したものであつてその多額の資金を年度内に使用するためには本件の購入を決定したものであり多少ゆき過ぎがあつたことは当局も認めしており結局本件工事用物件の購入は国損を来す結果とはなつてないにもせよ処置當を得ないと認める。

条件で右七船分の全量を丸菱に売り渡す形式をとつたものであり、右条件に基き第一船分の代金を徴収したものであるのに、丸菱の要請をいれ、本件の如き処置をしないたることは当を得ないし、なお輸入故衣料の全量のうち丸菱に対する売渡分を除いた数量については、九月分に至り三月にさかのばって引き受け、輸入実務委託契約に切り替えることを余儀なくされ、又右故衣料の処分に当たり一億余万円の損失を負担する結果となつたとの指摘を受けたものであり、当局に於いては、本件故衣料の輸入は、これを見返に日本商品を輸出するという通商産業省(ドリアン輸出手会社間のバーチャー契約に基いて行われたものであり、この契約は、右の輸入出を量的に相互にバランスをとりつつ行うことの目的としたものであるが、司令部による信託状の開設手違があつて、事実はパートーの趣旨が無視せられ、故衣料の輸入のみが短時日の間に全量が一方的に行われたため、丸菱は第二船以後の分については代金の延納又は契約解除による賠償を要求したので、一商社に莫大な商品代金の延納を許すことは危険であると認め、本件の如き処置を行つたものであり、又右故衣料の処分に当たり損失を招いたのは市況悪化のためであると説明している。

(十六) 決算検査報告書第六六〇号(運輸省所管)は、公共団体である徳島県が国庫補助金の交付を受けて、実行した橋港維持修工事に關し、本件工事は同港東中浜地先をしゆんせつしたものであるが、同港における船舶の港湾利用状況をみると右しゆんせつ目的は、その土量をもつて東中浜地先の廃塙田地域の一部を埋め立てることが主眼となつてゐるもので、このような工事を補助の対象とするのは当然得ないとの指摘を受けたものであり、当局の説明によれば、本件工事は所謂那賀川電源開発計画に対応して航路並びに泊地をしゆんせつしたもので、そのしゆんせつした砂を県起業の埋立地に投入したものであるというのである。

対してのみなされ、ベーテーの
趣旨が達せられないで、当局
に於ては輸出に対する司令部の
許可につき相当努力した跡がみ
とめられるのみならず、輸入故
衣料の処分残品を引き取つたの
は、発生の虞のある国損を最少
限に防止するための自衛策であ
るとの当局の説明については首
肯しうる点もあり、その処分に
よつて國が損失を負担する結果
となつたのは、当局の処置の不
当のみに帰因するものとも思
れないで、本件については事
情の諒とすべきものがある。

(十七) 決算検査報告番号第七〇、
二号(郵政省所管)は、二十五年
度末において大蔵省預金部郵便
貯金預金の同年度分利子三十億
余円を預金に元加処置を受け
ていないものの関し、二十六年四
月からは郵便貯金の経理につい
ては新たに設置された郵便貯金
特別会計で又郵便振替貯金の經
理については郵政事業特別会計
で取り扱い、貯金はいすれも資
金運用部(大蔵省預金部改組)に
預託し、その預託金の利子を歳
入とし、貯金者に対する支払利
子等を歳出とすることとなつた
のであるから、前記両特別会計
においては、当然二十五年度の
郵便貯金利子を元加した郵便貯
金預金じりをもつて引き継ぐよ
う処置すべきとの指摘を受けたものであり、当局の説明
によれば、郵便貯金について
は、制度の改正により毎年年度
会計より支出すべき前年度
分の元加利子及び当該年度の
期內利子及び事務費等は当該年
度において本会計に繰り入れる
郵便貯金預託高に対する一定率
の利子額を以て一切を賄う(創前
をとることとなり予算的措置を
したものであつて、実質的には從
来となんら異なるところがなく、
又郵便貯金の預金者に対する
利子支払にも別段の支障はない
し、又振替貯金についても同
様の措置を講じているというの
である。
本件特別会計設置に伴い、本

(十八) 決算検査番号第七二九号
(郵政省所管)は、簡易保険局において簡易生命保険法第十七条の規定による保険金額五万円の制限を超過する契約に關し、会計検査院の注意に基き処置のとられたものはあるが、なお制限超過契約を締結したものもあり、また、契約金額の超過結果に対する適切な処置をとらなかつたため、保険事故発生に際しては契約者に保険金を支払う結果となつた事件が相当見受けられ、東京及び岐阜の両地方局管内において一〇〇万円までの支払件数七八件(超過支払金額約五百萬円)あり、なお別に東京、岐阜、普通寺の三地方局管内で昭和二十五年十月から翌年六月までの間に保険金額制限を超過して契約し現に継続中のものが八三件(制限超過額一千七百六十万円)あると記載されたに對して、当局は制限額超過契約につき從来も屢々その防止に必要な措置を講してきたが未だ根絶に至らなかつたのは遺憾であるが、現存の超過契約については契約者は保険金の支払を信じて保険料払込を継続してきたが未だ根本的解決を圖るため、保険事故発生ときその支払をすることは、やむを得ない措置と認めるといふのである。

本件は簡易生命保険法第十七
条の規定に違反する行為である
から、既に支払った保険金につ
いては、やむを得ない措置であ
ると認承するが、現に懲続中の
契約については速やかに適切な
処置を採るべきである。

があつて、道路としての効用が復旧されていないのに、本件約款一軒の工事を施行したのは、災害復旧に名をかり改良工事を施行したものであるとの指摘を受けており、当局においては本件は改良工事ではないと説明している。

があつて、道路としての効用が復旧されていないのに、本件工事は一糸の工事を施行したのは、災害復旧に名をかり改良工事を施行したものであるとの指摘を受けており、当局においては本件工事は改良工事ではないと説明している。

本件工事箇所については被災事業が認められるのみならず、その前後の区間の道路復旧が実現しなかつたのは、県におけるこの復旧予算の不成立が主たる原因であると思われる。本件工事だけでは道路の経済効果が不充分であることは遺憾であるが、本件は事情の諒とすべきものがある。

び第九七一號(舊農林省令第百四十一號)は市町村に対し交付した災害復旧事業に対する国庫負担金に關し、或は架空の工事に対し、国庫負担金を交付し、或は被災実事が認められないのに災害復旧に便乗したもの、維持工事として処理すべきもの、防災工事を認められるものを、それぞれ災害復旧工事として施行したため超過交付となり、或は又災害復旧工事の設計が当を得ないため工事費が多額となり、ひいて国庫負担金の増大をきたしたもので、要するに災害復旧国庫負担の対象外とすべき工事に対し、負担金を交付したものであるとの指摘をされたものであり、当局はその説明書に於て全面的に会計検査院と異なる見解を述べている。

(二十一) 決算検査報告番号第九
四三号(建設省所管)は、福井市工事に關し、査定外の本件七三米を施行したのは震災復旧工事に關する。良工事を施行したものであるとの指摘を受けたものであり、当局は本件箇所は査定時被害のないものと認められた表面箇所が、激震のため基礎が破壊されていたため、その後路面まで破壊したものであると説明している。

本件工事箇所は査定時に於ては外見上被害を認めなかつたのにせよ、本震により基礎地盤が破壊されていたため、余震によつて増破壊したものと認定されるので、本件工事は改良工事ではないと認める。但し設計変更の手続を採らなかつたため、査定外の工事を施行したこととなるので、その処置は妥当でなかつたと認める。

伊豆市山道伊豆浜坂線災害復旧工事に関して、工事費の積算中、捨石立木当り単価は他の同種工事に比し高価であるばかりでなく、請負人が工事の一部を安価にて下請させていることに鑑み、本件は設計当を得ないため工事費が多額となり、ひいて国庫負担金の増大をきたしたと認める。との指摘を受けたものであり、当局に於ては工事箇所により工事の難易、実施額に高低のあるのは已むを得ないと説明している。

本件は再度の競争入札が不調についたため、正規の手続により最低入札者と随意契約を締結したものであり、また他の同種工事と言われるものはそれぞれ工法の異なるものがあり、かねて、下請工事は石の採取及び運搬の過程の一部について行われたるものであるから、たとえ本件工事費が幾分か高価であつたとしても、著しく不当であるとは認め難い。

(二十四) 決算検査報告書番号第十一
八二号(建設省所管)は、公共工
事である和歌山県に対し、市川改
良工事の国庫負担金を支弁
したことに関し、県主木出張等
長が不当經理を行い、出納簿
え作製せず、領取証もない状況
で、その使途のうちには国庫負
担の対象外とすべきものが少く
とも十八万余円あると指摘さ

(二十六) 決算検査報告書号第
一二五号(日本国有鉄道所管
は、四国予讃線下讃善多岐間
士賣が悪いため生ずる法面の
動及び崩壊の防止対策として
所の法面の緩和を計画し、別図
業でこれに附帯するよう、壁
きよ工事等を施行したことによ
し、その後土庄のためよう壁
の本件工事は幅一米五〇程
の小けいの流を横切つて四二メ
大えん堤を設けたものである
かりでなく、その上流の地点
小ため池があることに鑑み、
件は砂防の目的といふよりは
地の状況から前記小ため池を
足するため農業用利水を図る
のと認められ、このような工
に対し高率の国庫負担金を交
したのは、その処置當を得ない
との指摘を受けたものであり
当局に於ては本川一帯は県下
数の砂防地域であり、本件工
は上流ため池の補足的な農業
利水設備ではないと説明して
る。
本件については実地調査を行
つたが、会計検査院指摘の通
灌漑用水のためのため池施設
あると認められるから、高率
國庫負担金を砂防事業費から
出したことは適当でない。然
ながら本件地域は県下有数の
防地城であると認められる
で、本地点に砂防施設の必要性
ないとは確定できないのみなら
ず、たとえ設計当初において
防に合併して農業用利水を因
意図があつたとしても、香川
においてはその地勢上、その
要度が極めて高いという特殊
情に鑑み、本件については事
の誤とすべきものがあると認
る。

(二十七) 決算検査報告書号第一
○一六号(日本国有鉄道所管)
は、第三浜名橋梁応急補強工事
として捨石工法を施行した部分
分な活用が望ましい。

に關し、右工法は比較的簡単で
低価という理由で施行したもの
であるが、その効果を検討する
と洗掘と臨時的な制動との他の
衝撃に対しても有効であるとし
ても、本件工事の意図する反覆
的な振動の防止には適合せず、
もし仮に橋脚周囲の杭打工法を
施行すれば、本件工事をもつては
るかに有効な補強ができたもの
であるとの指摘を受けており、
当局に於ては杭打工法を採用
しなかつたのは水中にある多数
の旧捨石を一時取り除かなければ
ば施行できないので、却つて多
額の費用を要すると認めたから
であると説明している。

本件工事計画が不当であると
の断定はできないが、振動防止
についての研究は不充分であつ
たと認める。

(A)を開き、くしたことに關し、
本炭鉱の下層煤層の採炭のため
め、立坑より主要運搬坑道
(D)及び主要通気坑道(C)を開
き、くすることともに、採炭のため
の坑道(B)を開き、くした外、こ
の(B)の排氣のため必要である
として本件坑道(A)を開き、く
したものであつて、この(A)は
将来赤土炭層採炭分の一部を運
搬するための坑道として使用す
るとされているが、一般に炭坑
では運搬坑道と、その排気坑道
の二本立て採炭することが普通
であり、別に採炭坑道を先進さ
せることも一つの方法であるの
で、(B)を開き、くしたことは本
炭鉱の特殊条件にかんがみて了
解できるが、(C)を(B)の排気
坑道として連通させる方法をと
れば、(A)を開き、くしなくとも
採炭時の排氣は充分出来るし、
又赤土炭層の送炭には必ずしも
(A)によらなくてよいから、
結局(A)はあるにこしたことは
ないが、なくしてはならぬ緊急な
ものは考へられないとの指摘
を受けたものであり、当局に於
ては(A)を必要としたのは、(1)
本炭鉱は多量瓦斯噴出で有名
であり、同坑内及び附近炭業所
において多數の犠牲者を生じた
実例もあるので、從業員の作業に
対し保安上万全の処置としてで
あり、(2) 当時わが國炭業復興の
ため石炭の増産が希望されてい
たので、その國家の要請に添わ
しめるためであるが、なお将来
(A)は出炭量から考えて(D)の
補助運搬坑道とする計画である
から、結果的にみれば經濟的
に有利であると説明している。

(三十一) 決算検査報告番号第一〇二九号(日本国有鉄道所管)は志免鉱業地で坑内採炭及び通気の動力源として小型空気圧縮機三台を使用しているが、別に遊休化していない。旧海軍時代の空気圧縮機四〇〇〇馬力のもの二台を、それぞれ二〇〇〇馬力に改修の上干預機として使用する目的で改修工事を実施したことに關し、使用中の小型圧縮機の予備機としては小型機一台をもつて足り、小型機は部内から保管転換を受けることができるし、たゞ新規に購入するとしても調達費は本件改修費よりはるかに小額にとどまり、又小型機を予備機として使用すれば本件非能率となつた大型圧縮機より電力費の点からも経済的であると認められ、要するに本件改修工事は計画に当つて、その検討が充分でなかつたとの指摘を受けたものであり、当局に於ては本件空気圧縮機は当時既に基礎建物その他一切の附屬設備が完了しておらずながら遊休施設となつていたので、これを活用することにより増産に対する空気量の増加を図つたものであると説明している。

固定資産の計理に關し、建物、機械設備その他の新設、購入、災害復旧、移転、改修等に關する経費は資本的支出と認むべきものは工事経費支弁でなければならぬのに、これを鉄道経費等の損失支弁として、その回収処置がとられていないものがあるとの指摘を受けたものであり、当局に於ては指摘の殆んど全部につき指摘の通り処理しているが、志免鉱業所新坑道開鑿工事費のうち坑道掘進のための経費については、他産業における経常費と本質的に同一であるといえるから炭鉱経費で決算したものであり、又この種の坑道は自然の抵抗による損耗が甚だしく、不良資産を増すおそれがあり、この不良資産の撲滅を防ぐ目的もあつて、炭鉱経費で処理したと説明している。

ますので、これを省略いたすのであります。が、以上申述べました通り、不当事項、不当損傷の発生は、近來極めて重視すべきことに相成つたのであります。從来のこれらの事例から見ましても、二十六年度、二十七年度においては、潜在せる幾多の不正不當なるこれらの事項が、國家の現状に対し、我が国民生活の上に禍いをいたし、これが大きくなる国家をして運営に至らめるところの障害と相成つておるといふことを想像せざるを得ないのであります。故に、これらの事実を今後とも徹底的に糾明することは、まさに我が国民をして、その正しきを正しと所を得ることにいたすべき重要な措置であると申さざるを得ないのであります。不当事項は、前に申述べました通り、会計検査院の指摘以外の、只今申上げました通りの幾多の事例があることを二十五年度においても予想せらるるのであります。これらについても十分なる審査をいたして、国民に国費使用の実態を知らしめ、且つ政府の反省を促すべきことは、我が国会に課せられたる唯一無二の使命なりと承知いたすものであります。そのため、当年度の決算の審査が延びましても止むを得ざる措置とすべきであります。

以上の理由を以ちまして、本決算審査報告に反対いたし、その少數意見を表明するの理由といたすものであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) これより本件の採決をいたします。本件を委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

臣。緒方國務大臣から發言を求められました。発言を許します。緒方國務大臣（緒方竹虎君登壇、拍手）○國務大臣（緒方竹虎君）昭和二十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十五年度特別会計歳入歳出決算及び昭和二十五年度政府関係機関取入支出決算について本院の議決を経ました機会に、一言所見を申述べたいと存じます。

予算の執行につきましては、かねてから予算の目的外使用その他不當の使用を嚴に戒めると共に、その効率的且つ合理的の使用に極力留意いたして參つたのでありますが、只今の御報告にもありました通り、なお毎年会計検査院から不当事項として指摘を受ける件数が多數に上り、殊に昭和二十五年度においては一千百十三件の多きに及び、而も、年々増嵩の傾向にあることは、終戦後における一般社会情勢の混乱に起因する道義の煩雑その他種々の事情によるものもあるとは申せ、誠に遺憾に堪えないところであります。これにつきましては、今後一層綱紀の肅庄、遵法精神の涵養、会計制度の整備、研修施設の充実を図り、經理職員の勤務の適正、能率の増進等を期するとともに、予算執行の事前監査を強化して、經理の適正且つ効率的運営を確保し御要望の趣旨に副つゝ格段の努力をいたしたい所存でございます。（拍手）○議長（河井彌八君）参事に報告させます。

〔参考朗説〕

本日委員長から左の報告書を提出した。
公職選挙法の一部を改正する法律案
修正議決報告書
日華平和条約附屬議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結した。

○議長(河井彌八君)　この際、日程に追加して、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君)　御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。地方行政委員長内村源次君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年七月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長河井彌八殿

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の一部を次のよう改訂する。

目次中「第二百七十二条(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)」を「第二百七十二条(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)」とし、「第二百七十二条の二(一部無効に因る再選挙の特例)」を「第二百七十二条の二(一部無効に因る再選挙の特例)」と改める。

第二百七十二条の次に次の二条を加える。

(一部無効に因る再選挙の特例)

第二百七十二条の二　選挙の一部無効に因る再選挙については、この法律に特別の規定があるものを除く外、当該再選挙の行われる区域、選挙運動の期間等に応じて政令で特別の定をすることができます。

なお從前の例による。

附 則

日本で最も歴史のある西式の第一法

